

## むつ市議会第243回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和2年3月2日（月曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第26号 むつ市使用済燃料税条例

第2 議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算

#### 【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）12番 野中貴健 議員

（2）3番 杉浦弘樹 議員

（3）18番 鎌田ちよ子 議員

（4）11番 東健而 議員

（5）2番 工藤祥子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管理者	花山	俊春	代監査委員	齊藤	秀人
選挙管理 委員長	畑中	政勝	選挙管理 委員長代理	白川	光治
農委 員	立花	順一	総務部長	村田	尚
企画政策 部長	吉田	和久	財務部長	吉田	真
財務調整 推進部長	樋山	政之	民生部長	中里	敬
民生一 進部長	坂野	かづみ	福祉部長	瀬川	英之
健康 推進部長	佐藤	孝悦	子み どら もい 長	須藤	勝広
経済部長	佐藤	節雄	都市 整備 部長	光野	義厚





## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

2月28日、市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第26号 むつ使用済燃料税条例及び日程第2 議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第26号 むつ市使用済燃料税条

例についてであります。本案は、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設に搬入予定の使用済燃料に係る法定外普通税を新設するためのものであります。

次に、議案第27号 令和元年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、2,191万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、380億6,943万2,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費では社会保障・税番号制度対応事業費を増額しており、また、国の補正予算に伴い、農林水産業費では林道橋長寿命化対策事業費を、土木費では急傾斜地整備事業負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第26号については、3月5日に質疑及び委員会付託を、議案第27号については、3月13日に質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第26号については、法定外普通税の新設に関する条例案であることから、地方税法第669条第2項の規定に基づき、本日付で特定納税義務者に対し、3月16日を提出期限として意見を求める文書を送付いたします。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について、本日付で特定納税義務者に対し、3月16日を提出期限として意見を求める文書を送付することに決定いたしました。

### ◎日程第3 一般質問

- 議長(大瀧次男) 次は、日程第3 一般質問を行います。

本日は、野中貴健議員、杉浦弘樹議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員、工藤祥子議員の一般質問を行います。

#### ◎野中貴健議員

- 議長(大瀧次男) まず、野中貴健議員の登壇を求めます。12番野中貴健議員。

(12番 野中貴健議員登壇)

- 12番(野中貴健) おはようございます。12番、市誠クラブの野中貴健でございます。

早いもので、市議会議員となり4か月がたち、一般質問も2回目になりますが、まだまだ手探り状態の中での質問の構成を考えていますので、ごこちない質問になりますが、失礼なことがありましたら、どうかお許しいただければと思います。

現在新型コロナウイルスの感染拡大の懸念が広がっており、青森県内の感染報告はありませんが、大変大きな問題であり、これを受けて今日から市内の小学校、中学校、高等学校、明日からは特別支援学校が春休みの間臨時休校となる運びとなりました。これから高校入試や卒業式、入学式など対策を講じての実施となると思いますが、多くの人が集まる場がありますので、一日も早く終息

することを願っております。

ただ、その中でも中学校を卒業する生徒やそのご家族にとりましては、9年前の東日本大震災の影響で、今と同じく日本中が混乱している中、幼稚園、保育園の卒園式を迎えており、その際にも自粛して行われていましたので、大変残念な気持ちになっていることと思います。

いずれにしましても、新しいステージに進む全ての卒業生の明るい未来をお祈りいたします。

それでは、むつ市議会第243回定例会に当たり、通告順に従いまして一般質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的なご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めに今日までむつ下北地域を支えてきた漁業、農業、林業などの1次産業であります。いずれの業種も少子高齢化の影響もあるでしょうが、後継者の問題や働き手不足などで減少傾向にあると感じられます。その中でも、今回はむつ市の農業についてお伺いいたします。

ありきたりの質問で、先輩議員の方々が既に指摘したと思いますが、新人議員として、今どうなっているのかよく分かりませんが、現在使われていない荒れ放題となり気がかりな農地、当市の農業の現状と課題、そして今後の農業がどうあるべきか、その方向性と見通しについて質問させていただきます。

私自身、農業に関して詳しくありませんが、子供の頃に親戚の田んぼの田植や稲刈りの手伝い、時期になれば大勢の人たちがあちらこちらで田んぼの作業をしていた光景を記憶しています。今となってはどうでしょうか。あのにぎやかだった光景もまばらに映り、時代の変化といえども、何とも寂しい気持ちになります。

そこで、1点目に農業従事者の把握についてお聞きします。昨今むつ市のみならず、前段でも申

し上げましたが、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足などで事業の縮小や廃業する農家が増えており、農林水産省の統計ですと、20年前は389.1万人の農業従事者の方がいましたが、3年前では181.6万人と半分以下まで減少しております。しかしながら、その一方で若い世代の方々が未経験ながらも脱サラやUターン、地域おこしのためなど新規参入者として頑張っている姿も増えてきたと感じていますが、現在むつ市ではどのくらいの農業従事者がいるのかお伺いします。

2点目に、土地改良区の現在についてお伺いします。土地改良区は、農業用排水施設の管理などを行う土地改良事業を実施することを目的として地域の関係農業者により組織された団体とあります。農業従事者の減少で、組合員数もそれに伴い減少していると思いますが、今どのような状態になっているのでしょうか。

また、現在当市において土地改良区は何か所あるのかお伺いします。

3点目に土地改良区からの離脱についてお伺いします。土地改良区は、農業生産を行う上で欠かせない排水施設の整備、管理や農地の整備のために組合員から会費を徴収していますが、減反、廃業等の理由で田畑から離れても、長らく土地改良区からの離脱は認められず、請求書が送付され、参加会費を徴収していると聞いております。それが最近では離脱が認められ、会費の徴収も拒否できるようになったと、ある農家さんから聞きました。現状はどのような状態になっているのかお伺いします。

4点目に、農業従事者及び新規参入者への補助金についてお伺いします。既存の農業従事者の事業や施設の拡大などを図るときや、新規参入者が研修や土地、機械などを購入する場合、多額の資金が必要となり、その対策として国や県でも様々な補助金制度があると思いますが、主にどのよう

な補助金制度があるのでしょうか。また、補助事業などがあればお伺いします。

5点目に、今後のむつ市の農業の見通しと対策についてお伺いします。何度も申しましたが、やはり農業従事者の減少、若い世代の農業離れなど、今後のむつ市の農業の行く末が心配でありますので、市のお考えを伺います。

2項目めにスポーツ少年団についてお伺いします。前回の定例会でも原田敏匡議員、佐藤広政議員からも質問があったように、私たちはもちろんですが、子供を持つ保護者、現在指導していただいている指導者の方々など、関心が高いことから取り上げました。部活動からスポーツ少年団への移行が今年度末をめどとしており、各小学校で移行できたところや予定、準備段階のところと、子供のためにと学校と保護者が一体となり、大変苦勞して知恵を出してきたと思います。

大畑地区では、大畑小学校を中心に11年前に部活動からスポーツ少年団に移行しており、私も保護者として移行当初から現在に至るまで母集団、学校によっては育成会と呼んでおりますが、その組織の運営などに携わってまいりました。

大畑地区では移行期間はなく、学校の方針で突然スポーツ少年団になったため、当然のことながら各部、当時は野球部、陸上部、サッカー部、男女ミニバスケットボール部、女子ミニバレー部、剣道部でしたが、お互い戸惑いながらも、指導者をそれぞれ見つけて母集団がしっかりサポートし、何とか子供たちのスポーツができる環境を整えてきました。それまでは先生任せでしたので、母集団としての組織の在り方を考え直すいい機会となりました。

移行初年度は、保護者の責任意識も強く、組織運営もスムーズに行われていましたが、組織の中心にいた6年生の保護者が子供の卒業で抜けていくと、次年度には役割分担のバランスが崩れてし

まい、組織として円滑に機能しなくなり、組織運営の厳しさや継続の難しさを痛感したところでありました。その反省を生かし、組織運営のための規約を作成して、組織の環境づくりを行ってきました。現在も問題は様々ありますが、持続的、継続的な組織として機能し、活動できているのかなと思います。

そこで、質問の1点目として、スポーツ少年団の組織運営についてお聞きします。大畑地区では、11年かけて今の形がありますが、移行後の団体や移行予定の団体からの組織の運営方法などの問合せがあったかお聞きします。また、問合せがあった場合、どのような対応をなされるのかお伺いします。

2点目に、スポーツ少年団認定員資格の取得についてお聞きします。スポーツ少年団認定員は、単位スポーツ少年団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導、運営に当たり、単位スポーツ少年団における育成母集団をはじめ組織の強化を図るとあります。また、単位スポーツ少年団のチーム登録において、以前は1名以上の認定員の有資格者が必要でしたが、平成27年度からは2名以上が必要となり、私も慌てて資格を取りに行ったことがありました。

ただ、認定員の養成講習会は青森県では年3回、2日間の日程で行われ、開催場所も青森市、弘前市、八戸市と遠方になるため大変苦慮しました。部活からスポーツ少年団に移行するに当たり、認定員の資格を取得する方も多くなると思いますので、むつ市でもスポーツ少年団認定員の養成講習会が開催できないかお伺いします。

以上、2項目7点につきお伺いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 野中議員のご質問にお答え

いたします。

まず、農業についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、スポーツ少年団についてのご質問の1点目、スポーツ少年団の組織運営についてお答えいたします。小学校部活動からスポーツ少年団に移行した団体や移行予定の団体からの問合せにつきましては、むつ市教育委員会、むつ市校長会、むつ市連合PTA、むつ市スポーツ少年団本部などで構成するむつ市小学生スポーツ活動連絡協議会が実施した説明会やアンケートの際に、主に練習施設の使用方法などについての問合せや要望が寄せられております。市といたしましては、今後組織運営に関する問合せがあった場合には、関係部局と連携し、丁寧に対応してまいります。

次に、ご質問の2点目、スポーツ少年団認定員資格の取得についてであります。スポーツ少年団認定員養成講習会につきましては、これまでもむつ市スポーツ少年団を通じて、その開催を強く要望してきたところであります。このたび青森県スポーツ少年団から、次年度は当市でも開催する予定であると伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 農業についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、農業従事者の把握についてお答えいたします。農林業センサスによりますと、販売農家としての農業従事者数は、平成17年は831人、平成22年は537人、平成27年は312人となっております。

次に、ご質問の2点目、土地改良区の現在についてお答えいたします。土地改良区は、土地改良法により県知事の認可を得て、農地所有者、農業者等により組織された法人となっており、県内では昭和47年に209の土地改良区がありましたが、

現在では77となっております。中でもむつ市においては、3つの土地改良区だけが残っている状況となっております。

次に、ご質問の3点目、土地改良区からの離脱についてお答えいたします。個々の土地改良区において、それぞれが条件等を定めておりますことから、市では把握しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、農業従事者及び新規参入者への補助金についてお答えいたします。市では、国の制度を活用し、産地パワーアップ事業や農業次世代人材投資事業等に取り組んでおります。産地パワーアップ事業は、ビニールハウスや自動かん水装置などの農業用設備の導入に対して補助をする事業で、農業次世代人材投資事業は50歳未満の認定された新規就農者に対し、年間150万円、夫婦で就農する場合は1.5倍の225万円を農業経営が安定するまでの最長5年間交付する事業となっております。農業次世代人材投資事業を活用している新規就農者といたしまして、現在では個人型6名、夫婦型4組8名の14名が利用しております。

次に、ご質問の5点目、今後の農業の見通しと対策についてお答えいたします。市といたしましては、様々な事業を活用し、また関係機関と連携を取りながら、新たな担い手を含め、次世代の担い手の確保に努め、農業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。2項目のスポーツ少年団の認定員の養成講習会が来年度からむつ市でも行われるということで大変ありがとうございます。今まで苦勞して遠くに行っていた私もそうですけれども、これから取得する皆さんのためにも、どうかこれ

からも、来年度以降からも講習会が開けるようによろしくお願いいたします。

1項目めの農業についてですが、1点目のむつ市の農業人口の推移を聞いて、想像以上に減少して驚いています。しかしながら、様々な対策を講じているとのことでしたので、農業に興味を持つ人が増えれば、少しでもむつ市の人口の流出、減少の速度を抑えられるのかなと思います。

2点目、3点目の土地改良区についてですが、任意の団体ということでしたので、むつ市のほうは把握していないということでしたので、その点については分かりました。

4点目の補助事業、補助金についてもいろいろ対策があるみたいですので、広報むつなりでいろいろお知らせしながら、幅広く市民の方々が農業に参画できるような形でお知らせしていただきたいと思います。

5点目の見通しについてですが、1つだけ市長にお聞きしたいのですが、これからのむつ市の農業に対して期待していること、あるいは可能性、ビジョンについてお考えがあればお伺いします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 先ほどもご説明いたしましたとおり、新規就農者等で今、夏秋イチゴが大変盛んにやられております。そういった事業を活用しまして、どんどん就農者を増やしながら、農業の振興に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ありがとうございます。今むつ下北ではイチゴもそうですけれども、ニンニク、あとは一球入魂かぼちゃなどいろいろな産業を起こしておりますので、これからもいろいろアピールしながら、むつ市の地産地消のためにも頑張っていたいただきたいと思います。

地域の農業は、農家さんとその地区の住民の方、

そして行政が一体となって立ち上がれば変わると私は信じています。現役で頑張っておられる農家さん、新規で参入を目指している方々、そして農業従事者の増加のためにも、今回は農業を取り上げましたが、自然豊かなむつ下北の大地の恵みの恩恵を受ける漁業、林業などの1次産業で頑張っている方々のためにも、今後ともあらゆる知恵を出し、より魅力のあるむつ市を目指していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎杉浦弘樹議員

○議長（大瀧次男） 次は、杉浦弘樹議員の登壇を求めます。3番杉浦弘樹議員。

（3番 杉浦弘樹議員登壇）

○3番（杉浦弘樹） おはようございます。3番杉浦弘樹です。このたびのむつ市議会第243回定例会に当たり、3項目10点について一般質問を行います。市長並びに理事者各位におかれましては、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず1項目めは、融雪溝整備についてお伺いたします。今年の冬は、全国的に暖冬の影響で積雪が少ない地域が多く、県内においても今冬の累計積雪量が過去最少だった地域が数か所あるなど、地球温暖化による影響が見受けられる状況となっております。むつ市におきましても、今冬の

積雪は例年よりも少なく、釜臥山スキー場のオープンがずれ込むなど、例年にない事例が出ており、対応に苦慮しているものと思われまます。

そのような中、今冬の気温も少雪傾向と併せて気温が下がらず、平年よりも高い傾向でありました。しかし、このような状況下で一度雪が降りますと、水分を含んだ重い雪が降ることがあります。除雪車が出動した際に1回に行う自宅前の雪片づけは、非常に重労働でありました。

本来、2月を過ぎると春に向けて気温が徐々に上がる傾向となりますので、雪質自体は水分を含んだ重い雪が降ることが多くなりますが、今年は気温が低い1月でも例年よりも気温が高かったことから、水分を含んだ雪が降ることもありました。地域によっては、いつも以上に雪片づけに重労働を強いられる地区住民や独り暮らしの高齢者の方など、雪片づけは非常に大変であったと思われまます。

実際に周辺に雪捨場がない地域住民からは、今年は雪片づけの回数が例年よりも少なかったが、一度雪が降ると雪質が重くて大変だったといった声が聞こえてきました。また、自宅が国道沿いにあり、道路を横断して自宅前の雪を片づける住民は、雪が重くて片づけに時間がかかり、車の往来の観点から、事故等の安全面にいつも以上に不安があったといった声が聞かれました。そして、そのような声が聞かれた地域住民からは、融雪溝があれば非常に助かるといった声が多数上がっております。

近年、日本に限らず世界に目を向けても地球温暖化による異常気象が頻発している状況であります。今年は、この異常気象の中において、過去最少とも言われる少雪でありましたが、今後はこの異常気象で過去最大の大雪が降る状況になってもおかしくはないと考えられます。

そのようなとき、一つの力だけでは解決できな

いことが起こり得ます。今の時代は行政、住民がそれぞれ役割を持ち、できることは自分です、協力し合えるものは共に支え合いながら暮らしていくといった地域共生社会が求められています。そのような中、我々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することが重要です。その一つの解決策として、冬期間の雪片づけに対応する融雪溝整備は非常に有効であると考えます。

そこで、地域住民が要望した際の融雪溝整備について、6点お伺いいたします。

1点目、新規に融雪溝を整備する際の手続や条件等についてお伺いいたします。

2点目、いろいろな理由から住民の要望により既存の融雪溝から延長する際の手続や条件等についてお伺いいたします。

3点目、整備、修理、維持、管理の管轄はどうなっているのかお伺いいたします。

4点目、融雪溝整備の際、近年の予算状況はどうなっているのかお伺いいたします。

5点目、現状の融雪溝の整備計画についてお伺いいたします。

6点目、新規に融雪溝を整備する際の期間はどのくらいかかるのかお伺いいたします。

2項目めは、2月22日に開催されました希望のまちづくり市民のつどいについてお伺いいたします。

1点目ですが、むつ市使用済燃料税条例が本日追加で上程され、今議会で審議されますが、そのような中、市では希望のまちづくり市民のつどいについて、今後2回目以降の開催は考えているのかお伺いいたします。

2点目ですが、市議会でも使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を設置して、深く議論をしている最中ですが、特別委員会を設置していることから考えても、この新税は今後のむつ市

にとって非常に重要な案件であります。そのようなことから、やはり市民においても新税について深く理解していただくため、市民の皆様方からいろいろな意見を頂いて議論することが必要ではないかと考えます。

そこで、新税創設の検討を議論する市民との集いを開催するべきではないかと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

3項目めは、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。2月28日の一般質問で原田敏匡議員も市の対策状況や感染症を疑う方の手続や窓口について質問されていましたが、私も別の観点から質問させていただきます。

まず1点目ですが、日に日に新型コロナウイルス感染者が増加している中において、東北でも初の感染者が仙台で確認されました。青森県においても、今後感染者が出る可能性がある中で、我々は与えられた情報の中で今後行動し、身を守っていかなければならない状況となってきました。

最近では、都道府県の公表基準が明確化されていない中で、北海道内で感染者が確認されたときの知事の公表が二転三転し、対応が遅れたことがあります。むつ市においても、今後県内初の感染者が出る可能性がゼロではないことが考えられます。今まで感染者が確認された際の公表を見ますと、まずは県が先に公表しているように見受けられます。北海道のように公表が二転三転し、対応が遅れて市民が不安にならないためにも、県内において早い段階でむつ市内から感染者が確認された場合の公表基準は県とどこまで調整ができているのかお伺いいたします。

2点目、新型コロナウイルスの脅威から市民を守るためにも、市内の病院において従来どおり医療体制を十分に構築し、市民に安心安全な医療を提供していくためにも、病院内において使用するマスク、消毒液は絶対に不可欠であります。全国

的にマスク、消毒液が品薄状態の中、市では市内病院で使用する在庫状況はきちんと把握しているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、融雪溝整備について及び希望のまちづくり市民のつどいについてのご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス対策についてのご質問の1点目、感染が確認された場合の公表基準についてお答えいたします。市では、むつ市総合経営計画にある「感染症予防対策の推進」に基づき、このたびの新型コロナウイルス感染症に対し、いち早くむつ市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置するなど、むつ市民の皆様の安心安全の向上のため、万全な体制で取り組んでいるところであります。

現在感染症に関する情報の公表につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に規定されているものの、個人情報の保護によるプライバシーや風評被害などが懸念され、各都道府県におきましても公表の基準は統一されていないものと認識しております。

このような状況の中、全国知事会「新型コロナウイルス緊急対策会議」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言として、感染者の情報公開について統一的な対応方針の提示を求めているところであります。市といたしましても、国の動向を注視し、県と連携しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市内の病院で使用するマスク、消毒液の在庫状況の把握につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 杉浦議員のご質問にお答えいたします。

融雪溝整備についてのご質問の1点目、新規に融雪溝を整備する際の手続や条件等について及び2点目、既存の融雪溝を延長する際の手続や条件等についてであります。まずは整備範囲について、町内会より市へ要望していただき、市において事業検討することとなります。その際、整備箇所が国道、県道となる場合は、さらに市から青森県へ要望を行い採択していただく必要があります。

また、市民協働として利用される方々による管理団体を設置していただき、融雪溝が完了した後のポンプの運転や仕切り板の設置作業等の日常管理をお願いしているところであります。

次に、ご質問の3点目、整備、修理、維持、管理の管轄についてであります。基本的に融雪溝の整備や修理は市道であれば市が、国道、県道であれば青森県が実施することとなり、維持、管理については青森県、市、管理団体の3者で管理区分を定め、運営していくこととなります。

次に、ご質問の4点目、整備の予算状況について及び5点目、現状の整備計画についてであります。今年度から川内桜川地区、令和2年度からは市道浜通線に工事着手し、共に5年をめどに完了を予定しております。また、予算につきましては、令和元年度に5,460万円、令和2年度に9,690万円を計上しており、財源については社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債の活用を予定しております。

次に、ご質問の6点目、新規に整備する際の期間については、整備内容にもよることから、現段

階で具体的な期間はお示しできませんが、長期に及ぶものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 希望のまちづくり市民のつどいについてのご質問の1点目、今後の開催は考えているのかについてお答えいたします。

去る2月22日に実施いたしました希望のまちづくり市民のつどいでは、20年後のむつ市の未来を考える観点から、市民の皆様のかなえたい夢や希望を持って住み続けたいと思えるむつ市の将来像について語っていただくことを目的として実施しております。当日は、ご参加いただきましたたくさんの方の市民の皆様から数多くの貴重なご意見が寄せられたところであり、その目的を十分に達成したと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、新税創設の検討を議論する市民とのつどいを開催するべきではないかについてお答えいたします。この件につきましては、杉浦議員も含め、市民の皆様のご代表である市議会議員の皆様において、既に使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会が設置され、新税創設についての議論が進められており、市といたしましては、議会での議論をまずもって尊重すべき立場にあると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） 新型コロナウイルス対策についてのご質問の2点目、市内の病院で使用するマスク、消毒液の在庫状況の把握についてお答えいたします。

マスクやアルコール消毒液につきましては、現在市内の各店舗におきまして品切れまたは品薄状態となっており、市民の皆様におかれましては、入手が困難な状況のようであります。このような

状況は、医療機関においても同様だという報道もあり、診療への影響が懸念されているところであります。

市では、市内の複数の医療機関へ在庫状況について確認したところ、在庫は例年より少ないものの、業者等を通じ確保はできているとの回答であり、現時点では診療等に影響が出るような状況ではないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） それでは、再質問いたします。

まず、3項目めの新型コロナウイルス対策についてですが、現状は理解いたしました。今後は、日々状況が大きく変化していく中で、市では適切な対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

1項目めの融雪溝整備についてですが、非常に分かりやすい答弁、ありがとうございます。融雪溝設置を望む地域住民にとっては、現状で進んでいる計画との比較をしながら、設置までの大体の目安ができて、非常に参考になったと思います。

その中で、1点だけ再質問させていただきます。5点目の現状の整備計画についてですが、松川地区、市道浜通線とも着工から5年程度を要する見込みであるとのことでしたが、どちらの整備も総事業費はどれくらいなのかお答え願います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

工事費の部分ですけれども、工事費につきましては、松川地区で約1億円、市道浜通線で約3億3,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） ありがとうございます。今後は地域住民とともに融雪溝設置に向けて、私自身も取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力よ

ろしくお願いいたします。

次に、2項目めの希望のまちづくり市民のつどいについて再質問いたします。先ほどの答弁で、1番、2番とも十分に議論し達成した、今後は開く予定はない、議会の議論を尊重していきたいというふうな答弁がありました。先ほども申し上げたとおり、議会のほうで新税の特別委員会が開催されております。そういった中で、市民に深く理解していただくために、私は絶対に必要だと考えております。そういった部分については、市のほうではどのように考えているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

新税創設につきましては、特別委員会の中でそれぞれ議論、議員の方々とさせていただいているところでございますが、この部分につきましては、ホームページまたはエフエムアジュール等で放送されておりますので、内容につきましては十分ご理解いただいているものと。また、希望のまちづくり市民のつどいにおきましても、市長のほうからもご説明あったところでございますので、十分ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 2月13日の新税特別委員会で、こちらの22日の希望のまちづくり市民のつどいに参加させてほしいといった団体の申出書について私質疑をいたしました。そして、この団体について、22日開催の前日、21日の夕方、市のほうからこの希望のまちづくり市民のつどいの参加について可能だよということでお電話を頂いたようで、当日の22日、この団体の代表者1人が参加しております。その中で、なかなか1回の開催だけ、また数時間の議論だけでは、市民が理解できたように思えないと。そして、これに参加されていた方

からも、新税自体がよく分からない方も出席していたと聞きました。そういった部分については、市のほうでは市民の声を聞いて把握しているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

「核の中間貯蔵施設はらない！下北の会」ということでよろしいのですか、そちらの団体からご出席いただいたということですが、我々としては86団体110名の方に参加していただいて、それぞれから、お一人お一人からご意見を頂戴しております。そうした中に新税について理解が不足しているとか、そういう話は特に把握してございませんので、その特定の団体の特定の意見を用いて、それが全体のように言うのは少し偏っているのかなと、私はこのように感じてございます。

○議長（大瀧次男） 3番。

○3番（杉浦弘樹） 分かりました。こういったむつ市の今後の方針について大事な議論をしていく、それがやはり新税であると私は考えております。これ以上再質問しても、なかなか平行線をたどるだけだと思いますので、もう一度市のほうでは立ち止まって、この新税について、やはり市民もきちんと理解した中で今後進めていくといったことをぜひともやっていただきたいと思っております。

私の質問は以上になります。

○議長（大瀧次男） これで、杉浦弘樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。18番鎌田ちよ子議員。

（18番 鎌田ちよ子議員登壇）

○18番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・自由会派の鎌田ちよ子です。むつ市議会第243回定例会に当たりまして一般質問させていただきます。

初めに、今年度をもち退職されます職員の皆様におかれましては、長年にわたり市政あるいは市民サービスにご尽力いただき、心より敬意と感謝を表する次第でございます。今後も当市の発展のために豊富な経験からのご助言、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い4項目8点にわたり質問いたします。市長並びに理事者の皆様には、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の1は、新型コロナウイルスの感染症対策についてでございます。昨年12月以降、新型コロナウイルスを原因とする肺炎が中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間で世界中に広まり、世界保健機構（WHO）は緊急事態宣言を発し、日本国内におきましても、本年1月15日に武漢市に渡航歴のある肺炎患者からこのウイルスが検出されています。

2月1日、感染症が確認された際に強制的な入院などを勧告できる指定感染症に定められ、国を挙げて感染拡大を防ぐ体制づくりが進められてきましたが、感染拡大が止まりません。

本市は、1月30日、政府に対策本部が設置されたことを受けまして、むつ市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、市民の命を守る体制の強化に努めているところでございます。市民に分かりやすい正しい情報の提供と、安心を与える万全の対策についてお伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、市民が実施すべき具体的な取組として、むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。この概要についてお知らせください。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種についてでございます。厚生労働省が2018年に公表した人口動態統計によりますと、日本では13人に1人が肺炎で亡くなっています。肺炎は、日本人にとって、がん、心臓病、脳の病気に次ぐ身近な死因です。がんで入院していたのに肺炎で亡くなった、心臓の治療を受けている最中に肺炎で死んでしまったと聞くことは少なくありません。

抗がん剤治療やがんの手術を受けた後、体力がぐんと低下します。そんなとき、細菌に対する体の抵抗力がなくなり、肺炎にかかりやすくなります。高齢者が肺炎になると、短い時間で症状が急激に悪化し、最悪の場合死に至ることがあり、その結果がんや心臓病そのものによってではなく、肺炎により亡くなるということが起こっています。

また、がんになるとがん細胞から体の免疫を低下させる物質が出て、ウイルスや細菌などに感染しやすくなります。肺炎を起こす原因菌で最も多いのが肺炎球菌であり、肺炎の4分の1から3分の1を占めます。肺炎球菌は、莢膜という分厚い膜に包まれていて、体の中に入ると退治するのが難しい細菌で、短時間のうちに重症化しやすい危険な細菌です。肺炎球菌ワクチンを接種することにより、病気に対する免疫ができ、細菌が体内に侵入した際に発症を予防し、症状を軽くします。

肺炎球菌には、90種類以上の型があり、日本で認可されている肺炎球菌ワクチンには23種類の型が含まれていて、肺炎の約6割をカバーできると言われています。個人差がありますが、ワクチンの予防効果は5年以上持続します。2014年10月か

ら肺炎球菌ワクチンが定期接種化となり、公費助成を受けられるようになりました。2014年度から2018年度の5年間、それぞれの年度内に65歳から5歳刻みで誕生日を迎える方を対象として、一通り接種が済んだことになっています。

厚生労働省の検討会で制度が十分に知られていないのではないかという指摘を受けて、2019年度から2023年度末までの5年間を経過措置として延長し、さらなる接種率の向上に努めるよう自治体に求めています。本市の現状について、接種率向上に向けた対策、再勧奨のコール、リコールについてお伺いいたします。

質問の2は、行政の機能維持と向上のためにデジタル化の推進についてでございます。我が国の人口は2008年をピークに減少し、2040年には総人口1億1,100万人のうち、65歳以上の人口が3,925万人と推計されており、ピークを迎え、自治体の税収や行政需要に大きな影響を与えると心配されています。行政事務のスマート化、RPAの導入についてお聞きいたします。

RPAとは、主に定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行し、自動化する概念です。処理時間とコストの縮減、正確性の向上、自立的な業務改善はもちろん、働き方改革の即効薬として、またスマート自治体を実現するための基礎的なインフラ技術として期待され、多くの自治体で取組が始まっています。データ処理などの単純作業をソフトウェアに代行させて自動化するロボティクス・プロセス・オートメーション、RPAについて、県のモデル事業を実施した八戸市、弘前市、そして当市、3市で2業務ずつ試行し、検証結果が報告されました。今回当市が試行した県モデル事業につきまして、導入した場合の効果と課題をお知らせください。

質問の3は、妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援についてお伺いいたします。新年度

より母子の健康と命を守る「日本版ネウボラ」と言われている子育て世代包括支援センター「Smile Kids Officeにっこりっこ」がスタートします。ネウボラとは、フィンランドの母子支援制度のことで、助言の場という意味があります。フィンランドは男女共同参画の先進国で、女性のほとんどがフルタイムで働き、最近ではひとり親、再婚、事実婚などが増え、家族の形が多様化し、高齢化のスピードも比較的速い国となっています。フィンランドでは、社会全体が子供の誕生を歓迎し、切れ目のない包み込むような子育て支援を行っており、世界中から注目を集めています。そして、各家庭に専属の保健師が付き、妊娠期から就学前までの健康診断、相談支援を行う支援拠点として活動しています。

日本では、妊娠期から乳幼児期など支援期間や制度は多くありますが、ばらばらに対応し、必要な支援が届いていない状況がありました。このため、あらゆるサービスを一体的に提供する仕組みとして、2014年から試行的に導入されて、既存の子育て施設などを生かしながら、地域の実情に合わせて整備されています。

日本版ネウボラは、自治体によって相談支援の場であり、また仕組み全体を指す場合もあり、厚生労働省は2020年度末までに全自治体での設置について整備を進めています。新年度スタートする「Smile Kids Officeにっこりっこ」子育て世代包括支援センターについてお伺いいたします。

次に、健やかな妊娠と出産の実現についてお伺いいたします。日本の人口減少が大きな問題になっています。その背景にあるのは出生数の低下です。出産期の女性人口が減少し、さらに1人の女性が生涯に産む子供の数も大きく減少が続いています。そんな中で2019年の出生数が90万人を割り、2016年に100万人の大台を下回ってからわずか3

年で90万人を割る事態となりました。少子化の進みにより、労働力の減少は経済成長の下押しとなり、社会保障制度に大きな影響を及ぼしています。国におきましても、人口減少に歯止めをかける喫緊の課題として、少子化対策と併せて合計特殊出生率を上げる対策を打ち出しています。全国の自治体でもいろいろな事業を展開し、本市では平成30年度から特定不妊治療費の一部を助成する事業がスタートいたしました。特定不妊治療費助成事業の実績について、制度拡充を図り、新年度から始まる保険適用外となっている人工授精等の一般不妊治療費の助成についてお知らせください。

質問の4は、子どもの貧困対策の推進について伺います。子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、昨年6月19日公布となり、9月7日施行されました。子どもの貧困対策の推進に関する法律において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、「国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため」、「子どもの貧困対策に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする」とあります。7人に1人が貧困状態にあり、特に高いのがひとり親世帯であり、その大多数を占めているのが母子世帯とされています。

子供の貧困は、親などの貧困が反映して発生しており、子供である時期に貧困を経験することは、経済的な貧困により生活に支障が生ずることや、子供自身の発達や学力への悪影響、自己肯定感の低下など様々な不利や困難として問題化し、大人になった後への貧困に結びつく傾向があるということも指摘されています。また、ネグレクト、育児放棄と呼ばれる児童虐待も少なからず数字が上がっているとの報告もあり、心配です。

本市の現状について、法律の一部改正に伴い求

められている子どもの貧困対策計画の策定について、むつ市の取組をお尋ねいたします。

以上、4項目についてご質問いたします。明快、簡潔、前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問事項の1項目めから3項目めにつきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、子どもの貧困対策の推進についてのご質問1点目、むつ市の現状についてとご質問の2点目、子どもの貧困対策計画の策定については関連がありますので、一括してお答えいたします。

平成30年度に青森県で実施した「青森県子どもの生活実態調査」によると、青森県の貧困家庭は13.2%、周辺家庭は8.2%となっております。地域ごとのデータは示されていないため、当市の具体的な数値をお示しすることは難しいと考えておりますが、令和2年度、来年度に市独自の实態調査を実施し、その結果を踏まえ、子どもの貧困対策計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、子どもの貧困は虐待や不登校、非行等につながるおそれがあり、将来に大きな影響を与えかねないことから、早期発見、早期対応が重要であると認識しております。このため市では、児童相談所、警察、教育委員会、学校、保育園等の関係機関により組織するむつ市要保護児童等対策地域協議会を設置して、各機関がそれぞれの役割に応じて必要な支援を行っているところであります。

今後におきましても、むつ市総合経営計画でも目指す児童福祉の充実と、貧困の連鎖という悪循

環の改善に向けて、関係機関と連携を密にしなが  
ら取り組んでまいりたいと考えておりますので、  
ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（佐藤孝悦） ウイルス対策  
と予防接種についてのご質問の1点目、新型コロナ  
ウイルスの感染症対策についてお答えいたしま  
す。

新型コロナウイルス感染症対策については、イ  
ンフルエンザなど他の呼吸器感染症と同じよう  
に、手洗いやせきエチケットなど通常の予防対策  
が有効であります。また、厚生労働省からは感染  
の疑いがある場合の受診、相談の目安として、風  
邪症状があれば外出を控えていただくこと、また  
37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだ  
るさや息苦しさ、倦怠感や呼吸困難がある場合は  
むつ保健所内に設置している帰国者・接触者相談  
センターに相談するよう周知されております。

一方、この感染症は、高齢者や基礎疾患のある  
方の重症化のリスクが高くなることも明らかにな  
っております。

高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化にならない  
ためには、人混みを避けるなど不要不急の外出を  
控え、ウイルスに感染しない、感染させない行動  
が必要であり、私たち一人一人が感染症の予防に  
努めることが重要であると考えております。

当市におきましても、国、県及び保健所からの  
情報を基に、ホームページのほか様々な媒体を活  
用し、最新の情報を市民の皆様に分かりやすく発  
信することが責務であると認識しておりますので、  
ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、むつ市新型インフルエ  
ンザ等対策行動計画の概要と周知についてお答え  
いたします。むつ市新型インフルエンザ等対策行  
動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法  
に基づき国や県の作成した行動計画を踏まえ、市

の対策に関する基本方針及び発生した感染症の特  
性を踏まえた市の対応等を示すものであり、市の  
ホームページに掲載し、周知しているところであ  
ります。

また、この計画における新型インフルエンザ等  
とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医  
療に関する法律の第6条第7項に規定する新型イ  
ンフルエンザ、再興型インフルエンザ、同条第9  
項に規定する新感染症を対象としております。今  
回の新型コロナウイルス感染症は、この計画の対  
象となる感染症には該当しないものの、感染症法  
第6条第8号の指定感染症として定められたこと  
から、市といたしましては、当該疾病が市民の皆  
様の生命及び健康に重大な影響を与えることには  
変わりはないものと判断し、この計画に準じた対  
応を取ることにしたものであります。

今後におきましても、先般2月25日に示されま  
した国の基本方針に基づき、むつ市総合経営計画  
にある「感染症予防対策の推進」について、むつ  
保健所等の関係機関と連携し、適切な感染症対策  
に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存  
じます。

次に、ご質問の3点目、高齢者肺炎球菌ワクチ  
ンについてお答えいたします。まず、定期接種が  
始まってから5年間の接種率についてであります  
が、この予防接種は平成26年度より予防接種法に  
基づく定期接種とされたもので、5年間で1人1  
回接種機会があり、5歳刻みで100歳までを対象  
とする経過措置を設けて実施しておりました。

当市の各年度の接種率は、平成26年度が53.4%、  
平成27年度が49.8%、平成28年度が51.8%、平成  
29年度が51.7%となり、平成30年度は48.4%とな  
っております。

次に、令和元年度に新たに65歳となる対象者の  
数、接種済み人数及び接種率についてであります  
が、令和2年1月末までの集計で、65歳の接種済

み人数は、対象者923名中236名で、接種率は25.6%となっております。

次に、接種率向上のための接種勧奨についてお答えいたします。この予防接種は、昨年3月で65歳以上の方全員をカバーする経過措置が終了する予定でありましたが、接種率が低いことから、5年間経過措置を延長することとなりました。市といたしましても、接種率向上のため、毎年度の対象者には4月に個別通知を発送、新規対象者で未接種の方には、2月に再度個別に通知しているところでもあります。また、1月には新聞への折り込みチラシのほか、ホームページによる周知を行っているところでもあります。

今後におきましても、高齢者の肺炎予防のため、肺炎球菌ワクチン予防接種のさらなる周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 行政手続のオンライン化についてのご質問にお答えいたします。

市では、青森県による市町村業務改革促進事業の採択を受け、今年度は職員の時間外勤務データ集計業務と廃棄物処理予約対応業務の2つの業務に対し、RPAを導入したところでもあります。今回導入したこれらの業務は、職員の年間作業時間が多くない業務となりましたので、年間の削減時間そのものはあまり多くはありませんが、作業時間は約92%も削減されたことから、一定の効果があったものと考えております。

課題といたしましては、より効果を得られる業務の選択とRPAの作成や修正等に対応できる職員の育成であると考えておりますが、RPAはこれまで職員が多く時間をかけて行ってきた入力業務等の単純作業を短時間で処理できますことから、次年度以降も積極的に導入してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない支援についてのご質問の1点目についてお答えいたします。

来年度スタートいたします「Smile Kids Officeにっこりっこ」では、保健師、看護師、保育士の資格を持つ子育てコンシェルジュ、歯科衛生士等がそれぞれの専門性を発揮しながら相談支援を実施していく予定となっております。

また、従来の母子保健事業や子育て支援事業に加え、産前産後サポート事業の本格稼働、新規事業として子育て支援アプリ運営事業、医療的ケア児保育支援事業、一般不妊治療費助成事業の実施を予定しております。さらに、庁内連携はもちろんのこと、医療機関における産科、小児科、メンタルヘルス科等の周産期カンファレンス等の実施や発達支援事業所等のカンファレンス、個別対応における保育施設や教育機関等の連携など、関係機関との連携をさらに密にしながら、対象に合った包括的な支援の提供に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、健やかな妊娠と出産の実現についてお答えいたします。市では、平成30年度から特定不妊治療費助成事業を実施しており、平成30年度の実績は22件、今年度は1月末時点で21件となっております。令和2年度からは、男性不妊治療と一般不妊治療である人工授精助成も実施する予定としております。

また、経済的な負担の軽減ではなく、妊娠、出産に関する正しい知識の提供と不妊治療費助成制度の周知も重要なものと考えております。

広報むつやホームページの掲載のほか、保健所や不妊治療を実施している医療機関等にチラシを配布し、制度の周知に協力をいただいておりますが、今後も様々な機会を活用し、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

市といたしましては、不妊治療を受ける方の経

済的負担の軽減を図るとともに、妊娠、出産を望む方がその希望をかなえられるよう、むつ市総合経営計画に基づき安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス、質問の1につきまして、これまで原田、杉浦両議員、また一般質問の中でいろいろ質問をしてきました。また、市長の行政報告の中でもいろいろな質疑がございまして、理解しているところでございますが、1点お聞きします。

未知の感染症、大きな健康被害と社会的影響をもたらしている新型コロナウイルスは、世界中から日々刻々と厳しい状況が報告されています。国家の危機管理は、当市においてももしっかり取り組まなければならない事案でございます。

WHOのテドロス事務局長は記者会見で、世界は新型コロナウイルスの大規模な感染拡大を阻止できるのか岐路に立っていると警告し、パンデミックに発展する可能性を示唆いたしました。これにつきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々も対策会議をもう既に2回開いてございますが、いつむつ市で、その感染者が出てもおかしくない状況にあるという認識の下で、これに対応すべきだというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（鎌田ちよ子） 市長におかれましては、万が一のときは市長会見とか、また市民に語りかけるといふか、市長自らというところはお考えはあるのでしょうか、併せてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

語りかけるといふことにどれだけ意味があるのかということはあると思っています。私たちは、やはり法治国家ですから、法律に基づいた権限を行使して速やかに様々な対策を講じなければいけないというふうに考えています。その過程の中で、必要に応じて広報しなければならぬことは会見等でさせていただくと、そのような形になると考えてございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（鎌田ちよ子） 万が一が起らないことをただ祈るばかりでございまして。

今まちの中は、マスクやトイレットペーパーなどが店頭から消えるという事態も起こっています。今後災害時のこの備蓄品につきまして、今回のことからいろいろな再考が必要と考えるところでございます。

さらに、様々なこの今回の情報とか、また状況とかをきちんとマニュアル化して、分からない感染症が今後起らないとも限らないわけで、そのようなときに今回の事案を教訓にできるように、またこれから防災訓練の中でもシミュレーションとかもろもろ考えていただきたいということを要望いたします。

次に、質問の2でございまして、先ほど部長からもご答弁いただいて、大変むつ市の将来にとってプラスになる事業と認識をさせていただきました。定型的な業務に係る負担を軽減することで、業務の効率化や、また職員が政策立案に集中する時間を確保できるなど、このRPA効果が大変期待できると、私は先ほどのご答弁でそのように思いました。

また、職員の働き方改革の中でヒューマンエラーということが大変皆さんも身近に感じている問題でないかと思うところでございます。この対策

に対しても、事業として大変重要であり、プラスになる事業でないかなと思うところでございます。今考えている新たな事業につきまして、予定しているところがありましたらお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 来年度の導入予定の事業につきましては、今後庁内から広く募集をいたしまして、より効果が得られる事業を選定してまいりたいと考えておりますが、RPAに加えまして、AI、OCRを活用することで、申請書類等の入力作業に要する時間についても一層軽減することができると考えておりますし、議員おっしゃっており、ヒューマンエラーの防止等にも大いに役立つのではないかというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（鎌田ちよ子） 部長もおっしゃいましたとおり、21世紀は情報化時代と言われてきました。ITはもう過去の話で、ICT、またその先のIoTの時代にもう突入しています。インターネットがあれば大抵のことはできる社会となっております。

この人口減少が進んでいく中で、自主財源も減少してまいります。10年後、20年後を見据えた業務の効率化を図り、固定費をなるべく圧縮する方法を皆さんとともに私たち議会も見いだしていかなければならない、その岐路に立っているのかという思いがいたしますので、この推進に対してはどうぞよろしく申し上げます。

質問の3でございます。先日、30代前半までばりばり仕事をしてきた方とちょっとお話をする機会がありました。この方は、現在不妊治療を頑張っていると話をしておりました。今つくづく女性として体の仕組みを知り、ライフプランを立てることの重要性を痛感しているとも話ししておりました。女性が結婚するかしないか、また子供を産

むか産まないかは、あくまでも個人の自由であることは言うまでもありません。どのような生き方を選択しても、輝いて生きることができる社会の実現が大切であると考えます。その上で、妊娠、出産、そして出産を望む方の希望が実現できるような施策の充実が必要であると考えているところでございます。

今回の「Smile Kids Office につこりっこ」の中に、また不妊、不育ホットラインの開設をと要望いたします。また、この不妊の件に関しては、さきの定例会で原田議員もいろいろ質問して、提案もされていきました。私からは、ぜひホットライン、先ほども前向きな答弁を頂いたところでございますが、気軽に声を上げられるような、また受けていただけるようなそういうところが安心かなと。広報とかいろいろところで市の取組についてはきちんと市民に周知をしているところでございますが、個々のご相談になりますので、ホットラインということでぜひ要望いたします。

再質問ですが、私もさきのむつ市議会第241回定例会で電子母子手帳の導入を質問し、提案をさせていただきました。これが新年度実現となります。大変ありがとうございます。この電子母子手帳についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

子育て支援アプリですけれども、妊娠中の記録、乳幼児健診等の子供の成長の記録や予防接種のスケジュール管理が簡単にでき、妊娠、子育て等に関する情報が適時に得られる、妊娠期から子供を持つ世帯をサポートするためのスマートフォン向けアプリケーションでございます。地域の子育て情報発信はもちろんのこと、妊娠、子育て中に学んでほしい情報を配信できるので、紙媒体では伝

わりづらい内容を動画で分かりやすく伝えることも可能となります。

また、妊娠週数や子供の年齢等、対象者の区分を絞ってお知らせすることにより、利用者にとっても、より実用的な情報が得られるものと思われます。

さらに、アプリの情報共有機能を使用することで、離れて暮らす家族と成長記録を共有することができ、家族や地域とつながる子育てを支援できるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（鎌田ちよ子） ぜひ皆さんに活用していただく電子母子手帳、前の定例会でもお願いしたのですが、もちろん紙ベースの母子手帳も記録としてきちんと残りますので、2つの母子手帳でむつ市に生まれてくる新しい命をしっかり守る体制をよろしく願います。

質問の4でございますが、内閣府が2020年度に予定している、先ほども調査の件の話がございました。この調査では、子どもの貧困率などを正確に把握するために、統一した手法を用いて全国調査を実施する方向で、これには子どもの貧困率に加えまして、食事や学習習熟度、また地域社会との関わりなど、子供をめぐる幅広い項目について質問し、各県ごとの状況や客観的なデータを基礎に把握できるようにする子どもの貧困に焦点を当てた、また全国で初めての取組、調査と聞いております。さらに、国としても現在公的な支援制度の拡充を行っているところです。

就学援助制度は、小学生、また中学生の親御さん世帯を対象に、また就学支援金制度は国公、私立を問わず高等学校や高等専門学校、専修学校などに通う生徒を対象に、私立高等学校授業料も実質無償化となります。貧困の連鎖は低学歴ゆえに望む職業に就けず、そして低収入に甘んじるしか

ないという大変厳しい、これまでそのような声を聞かせていただいております。この低学歴の連鎖が大きな要因でした。今後は、経済的な理由で高校進学を断念することがなく、また公的な制度をどんどん活用していただいて、それぞれの大学など希望に向かって夢をかなえられますように、このようになります。

今春の間、またうれしいお知らせがありました。むつ下北初の高等教育機関である青森明の星短期大学下北キャンパスが今工事が進められて開校を待っております。むつ市の子供たちの本当に長年の夢でございました。元気な若い人たちの声がむつ市を明るくしてくれるということも私も大変楽しみにしているところでございます。

一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。11番東健而議員。

（11番 東 健而議員登壇）

○11番（東 健而） 市誠クラブの東健而であります。むつ市議会第243回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

さて、今年オリンピックの年であります。競技を支える国立メインアリーナも完成し、動き出しました。いよいよ夏場のオリンピックに向けて

人々が動き出そうとしている矢先、突然中国の武漢市で発生した新型コロナウイルスが横浜の大黒ふ頭に停泊した豪華客船「ダイヤモンドプリンセス」号を媒体として、感染者の数がどんどん拡大しています。先ほど鎌田議員の質問にもございましたけれども、WHOは、韓国、イタリア、オーストラリア、台湾、香港、イラン、アメリカなど、多くの国々に感染が広がり、現在では59の国々に広がっていると言っております。パンデミックになるのではないかと神経をとがらせています。この問題につきましては、今議会で4人の質問者がありますので、詳細は省きますが、この数年、あらゆる分野の災害が人類に及んでいます。大自然の台風、地震、高潮、大雨などの大規模災害と同じで、今回の新型コロナウイルスも人類に与えられた大きな試練であります。これも地球温暖化の影響による災害でしょうか。

私は、議会が開かれるたびに、最近の地球はいつ、どこで、何が起きるか分からないと問題意識の共有を訴えてきました。新型コロナウイルスという伝染病が冬場の今、発生するとは考えてもいませんでしたが、皆さんも同じだと思います。我が国でも対策に乗り出していますので、詳細は質問者に譲るといたしまして、今はただ早期の終息を願うばかりであります。

それでは、前段はこれくらいにいたしまして、通告どおり2項目の質問をさせていただきます。

まず1項目め、財政需要の課題と予算編成についてであります。その1点目、むつ市の普通交付税の合併特例加算終了後の予算編成の課題について、市の今年度の地方交付税の見込みについてお尋ねいたします。

平成17年、合併したときからの15年間特例加算について示され、旧4市町村の交付税がそのまま使えるとの条件の下で、それを利用して均衡ある郷土の発展に寄与できるという制度の活用を期待

を持って吸収合併が行われました。しかも、当初は財政規模も大きくなり、将来的には他町村にも財政の及ぶばら色の広がりがあると言われていました。しかし、いざ合併してみると、借金の持ち寄りの財政運営で、合併特例債はあるものの借金が多額で、そのため使えず、旧町村の衰退は目を覆うばかりで、今日に至っています。合併の恩恵も少なく、合併から15年が経過した今日、旧町村は苦しい財政運営に振り回され、ただ年数だけが過ぎてきたと言っても過言ではありません。

また、少しずつ減額されていたその特例加算は昨年度で終了し、新年度からは1市での地方交付税制度が適用されることになりました。しかし、その地方交付税も、これから国の見方として、減額しようとする姿勢がうかがえます。人口減少で財政運営に一層の陰りが見える、当市の収入額と需要額との差がどんどん多くなっています。その差額を補填するのが地方交付税だと理解しても、それが減額の見通しでは、当市の将来はどのようになっていくのか危惧するばかりであります。新年度の計上見込みの普通交付税及び特別交付税額は、当市ではどのように算定されたのでしょうか。また、その額はどのくらいだったのかお伺いいたします。

また、予算は増額を見込んでの試算のようですが、財政運営に当たって、普通交付税の合併特例終了後の予算編成について、市長はどのように取り組んだのかお尋ねいたします。

2点目、会計年度任用職員制度についてお尋ねいたします。新年度より会計年度任用職員制度が始まります。これは、初めての予算計上、制度運用になるとのことです。この会計年度任用職員制度とは、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって制度化され、2年経過した本年4月から適用されるものでありますが、具体的にはどのような職員体制と

なるのか。また、令和2年度より歳出科目の賃金が廃止されるとのことですが、どのように変わるのでしょうか。

そして、補助的なこの会計年度任用職員制度について、その積算に当たっては年間業務量及び繁忙期を厳密に精査し、安易に通年雇用を前提としないこととあり、職員の欠員時にも運用を厳格化し、来年度の任用はないとの認識でいいのでしょうかお伺いいたします。

まず、一般職の非常勤職員の任用を明確化した会計年度任用職員制度の内容をご説明いただきたいと思います。

次に3点目、コンパクトシティについてであります。当市でもPFIやPPPなどといったものを利活用し、田名部まちなか団地の建設を進めています。これは、地方自治体が行ってきた社会資本整備・運営を民間事業者に委ねることで、民間の資金と技術的・経営的ノウハウを用いて効率のいい公共事業を行い、行政側の財政支出を削減、すなわちトータルコストの縮小を総論としようとするものであります。

1990年代初めにサッチャー政権時代のイギリスで導入されたもので、行政改革の推進に大きな役割を果たしたと言われていたのですが、この田名部まちなか団地の計画はどのような工程で行われているのか、その見通しについて伺います。

また、このような官民連携手法は財政の効率化が伴わなければなりません。当市では、現在田名部まちなか団地にこの手法を取り入れ、計画が進行中であります。また、説明会等でも数年行われてきているものの、そろそろこのビジョンをよりはっきり示していいのではないのでしょうか。市長はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

4点目、財政需要と資金調達の市長のご認識についてお伺いいたします。むつ市議会第243回定

例会の冒頭、市長の施政方針で、市長はむつ市総合アリーナのオープンが9月1日であることを示しました。市民は大変期待を持って、それを待ち望んでいます。しかし、その期待とは裏腹に50億円の財政出動と維持管理費の大きさ、さらに完成後、人口減少と少子高齢化で税収が激減し、利用者が減少することに大変懸念する目で見ている人たちもおります。

最近浮上しているこれからの大型予算出動で、市民へのソフト面の予算が削られているのではないかと市民からの指摘も出て、今後もそれが続いていくのではないかと市民は大変心配しています。市のアリーナのほかにむつ総合病院の入院棟、ごみの焼却施設、消防署、田名部まちなか団地、債務負担行為設定による道路の整備と大型需要が次々に控え、その見積額も毎年のように増加し、言わば青天井の兆しが見えています。例えばむつ総合病院の場合、当初の見積りが65億円であると市長は明言されました。しかし、資材や人件費のコストが上がり、3年後にはどのくらいになるかわかりません。さらに、ごみの焼却施設の予算も80億円から101億円になりました。今後建設費がどんどん値上がりしていくのではないかと懸念されます。

PFIやPPPなどといった前段で取り上げた民間のノウハウを生かし、民間の資金を利用して整備するとしていた田名部まちなか団地の建設構想も予測がつかえません。今当市には打ち出の小づちがあるわけではなく、財政の硬直化が進行し、綱渡り状態だと思えます。今中間貯蔵施設の交付金や普通税の新税の収入が近い将来の希望的観測で議論されています。しかし、これさえもまだ収入がはっきりしていません。これからの膨大な建設資金について、市長はどのように工面していくお考えでしょうか。

人口減少が顕著になり、税収がどんどん目減り

する中、緊縮財政への取組が必要不可欠となっています。私は、市の財政運営に強い危機感を持っていますが、今後これらの財政需要に対応していくために、市長はどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、5点目、ゼロ市債の導入と今後の大型事業への債務負担行為の導入についてお尋ねいたします。財政は、基本的に単年度で終結するのが原則であります。むつ市議会第242回定例会で取り上げられたゼロ市債の導入について、改めて質問させていただきます。これは、ご説明のとおり来年度の予算を今年度で確定し、次年度の早い段階で予算を執行できるというもので、大変画期的な取組だと思います。しかし、地方自治法に定められている単年度で予算決算を決済するという趣旨と少し違うような気がしています。

かつて夕張市が財政再建団体に転落したとき、このような方法が見られ、以前空財源と言われて芳しくないと言われ、新聞各社に取り上げられたこともありましたが、債務負担行為は、大変聞こえはいいですが、これは空財源の利用と同じではないでしょうか。

私は、以前に夕張市の財政再建団体転落の問題を取り上げ、それから今まで何回も財政問題についてただしてまいりました。それは、財政破綻を懸念していたからであります。債務負担行為の乱発、長期債の際限なき発行、市債の膨張、繰上充用、地方交付税を当てにした架空財源の乱発などで財政再建団体に転落したことを取り上げ、当市のかじ取りは大丈夫かと杉山元市長に申し上げた経緯があります。夕張市長は道知事へと転身いたしました。現在も古き市民は、多額の借金とそのため独自の返済する税負担の重さに苦しんでいる姿は人口減少に連なり、非常に悲しむべき問題であります。

ところで、市長は12月12日の議会でむつ市の市

道維持に適用するために債務負担行為を利用し、来年度の支出予約のゼロ市債を導入しましたが、これが動機として他にも利用し、債務負担行為の乱発、常態化につながらないか大変心配であります。債務負担行為の乱用は、なるべく慎むべきと考えますが、今後のこの制度をどのように運用するのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、2項目め、自治体の社会資本整備についてお伺いいたします。1点目、むつ市公共施設等総合管理計画と消防ビジョン及び過疎計画の関連についてであります。私は、かねてより市庁舎や道路、橋、公共施設、市営団地、公園、上水道、小・中学校、公民館や体育館、産業の基盤整備など多くの社会資本の在り方について質問してまいりました。改めてこの管理計画はどのように運用されているのかお伺いいたします。

当市が所有管理する社会資本を見回してみると、多くが老朽化し、もしくは耐震補強や取壊し、新しく建設しなければならないものが多くあります。その中で、合併以来旧町村の大きな課題として残っているのが川内地区、脇野沢地区の消防分署の老朽化による施設機能が限界にきていることであります。

また、当市の消防ビジョンは2019年3月に発行されました。この中を見ると、両消防分署とも老朽化や車両の大型化で、車両スペースも手狭になっている、執務室も狭隘であるため、執務環境も悪化していると指摘しています。そして、両消防分署については老朽化対策を進めるとともに、今後3年先をめどに建替え、移転または統廃合に関する計画を策定しますと書かれています。つまり2020年には計画を策定するとのことですが、すぐ建替えにかかるということではありません。

このようなご認識がある中で、これからどのくらい待たなければならないのか、そろそろ吏員の待遇改善を考えなければならないところに来てい

と思います。今のところ関係者は備わっている場所を最大限に活用し、任務を遂行していますので、業務には差し障りがないようですが、急ぐべき事案ではないでしょうか。

また、市長は公務で川内、脇野沢に出かけて両消防分署の今置かれている現状を見ていると思います。どのように感じているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目であります。川内公民館脇の駐車場の整備についてであります。川内体育館脇の駐車場は、ふだん天候のいいときには何の変哲もない自然な場所ではありますが、川内地区での行事があるたびに利用され、川内地区市民にとって利用価値のある場所となっているところであります。近くには、文化財収蔵庫も建っています。ここの駐車場は、水たまりが多く、雨が降れば市民は長靴履きで駐車し、体育館へ入りますが、これを何とかできないか、市民から苦情が出ております。対処についてお伺いいたします。

3点目、残りの川内・木団地の建設について質問いたします。この団地は、防火水槽が完成後から今まで、建物の建設が中断されています。1年前に防火水槽ができ、それと同時にもう一棟の団地建設が計画されていましたが、建設がされておらず、それがなぜなのかよく分かりません。川内・木団地の残りの建設はどうなっているのか、見直しについてお伺いいたします。

4点目、川内町商工会の指定管理についてお尋ねいたします。まちの駅かわうち、ふれあい温泉川内、湯野川温泉濃々園、川内地区の道の駅を指定管理していた川内町商工会から、正月早々指定管理を解約したとの市民への説明と挨拶文が回りました。この理由については分かりませんが、次年度から市で管理することになったと伺いました。その理由は、個人情報を公開することになりますので、問いませんが、私は少子高齢化が進ん

でいる川内の雇用がどうなるか心配でこの質問を考えました。

それはさておきまして、毎日ふれあい温泉川内を利用し、それを生きがいに行っているお年寄りたち数人から、川内の温泉施設が今後なくなるのではないかと心配が私のところに寄せられています。少子高齢化で人手不足が叫ばれている今、今後この施設を継続的に利用することは可能と考えているのか、この問題について、今このエフエムアジュールを聞いている人たちがおりますので、今後の利用の方向性についてお尋ねいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政需要と予算編成の課題についてのご質問の1点目、2点目及び5点目につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目、コンパクトシティについてお答えいたします。田名部まちなか団地整備事業、仮称であります。これは現在民間事業者の選定のための準備を行っており、今後の事業のスケジュールにつきましては、令和2年度の実施方針公表、事業者選定、事業契約を経て、令和3年度には設計及び建設に着手し、令和5年度の完成、令和6年度からの移転入居を目標に計画を進め、整備後はまちなか居住の推進、路線敷で分断されたまちとまちとの結節点、市営住宅入居者や周辺の市民の皆様のコミュニケーションインフラとして田名部エリアのコンパクトシティの推進につながるものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、財政需要と資金調達の認識についてお答えいたします。人口減少や長引

く地域経済の低迷による市税収入の減少、少子高齢化に伴う義務的経費の増嵩、新ごみ処理施設の整備及びむつ総合病院一般病棟の建替え等の大規模事業を含む公共施設の更新等による財政需要の増大により、財政状況は極めて厳しい状況と認識しております。むつ市は、市制施行以来厳しい財政状況が続いておりました。これがゆえに、これまで市民の皆様のご要望やご希望に沿うことができなかったものと思慮するところであります。

また、私自身これまで新たな事業を行う際には、常に財源確保に努めてまいりました。国、県をはじめ各方面に直接出向き事業の必要性を説明するなど、粘り強く活動した結果、むつ市総合アリーナ整備事業、大湊消防署庁舎建設事業では多くの補助金を獲得し、一般財源の軽減に大いに貢献してきたところであります。

さらに、先般の新希望のまち交付金の交付決定により、むつ運動公園陸上競技場整備、釜臥山スキー場整備、交通安全対策等の推進に当たっては、大幅な負担軽減に寄与するものであります。これに加え、地方交付税措置のある有利な起債である合併特例債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の活用により、将来負担の軽減を図っているところであります。

今後といたしましては、財源確保はもとより、事業費総額の抑制を図りつつ、計画的な事業の進捗を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、頂いたご質問の中でむつ総合病院の見積りが65億円であると私自身が明言されたとされておりますが、私が公式にむつ総合病院の建設費にそもそも言及したことはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自治体の社会資本整備についてのご質問の1点目、むつ市公共施設等総合管理計画とむつ

市消防ビジョン及びむつ市過疎地域自立促進計画の関連についてお答えいたします。これらの計画は、相互に関連して、それぞれの役割を果たしていくこととなります。川内消防分署及び脇野沢消防分署の老朽化対策等につきましては、下北地域広域行政事務組合の案件となりますが、再編等に関する計画については、むつ市消防ビジョン推進委員会においても協議してまいります。

なお、川内消防分署及び脇野沢消防分署の再編等につきましては、今後事業の内容が明確になり次第、過疎対策事業債の活用を念頭に過疎地域自立促進計画へ組み込むこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目から4点目までにつきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 東議員のご質問にお答えいたします。

自治体の社会資本整備についてのご質問の2点目、川内公民館脇の駐車場の整備についてお答えいたします。川内公民館及び川内体育館が立地する敷地は、周囲より低く、地盤が水を通しにくいいため、雨天時は雨水がたまりやすく、また排水がスムーズではないため、雨がやんでもしばらくは水たまりとなっております。今後は、碎石を敷きならすなどの対処をし、利用者にご不便をかけないよう、どのような対策が有効か研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 財政需要と予算編成の課題についてのご質問の1点目、普通交付税の合併特例加算終了後の予算編成の課題についてお答えいたします。

まず、令和2年度当初予算における普通交付税

及び特別交付税の算定についてであります。普通交付税につきましては、地方財政計画における増額等を勘案し、前年度と比較して7,000万円増の90億2,000万円を計上しております。また、特別交付税につきましては、今年度の当初予算額と同額の15億3,000万円を計上しております。

次に、普通交付税の合併特例加算終了後の令和2年度当初予算編成ではどのように取り組んだかについてであります。新希望のまち交付金の獲得をはじめ、公共施設維持管理経費の削減、遊休市有地の売却、人件費の抑制等、各種財源対策を着実に推進したところであります。その結果令和2年度予算において収支均衡を図ることが可能となりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、ゼロ市債の導入と今後の大型事業への債務負担行為の導入についてお答えいたします。ゼロ市債につきましては、次年度予算の前倒し分という考え方としており、この事業費は次年度予算の編成の中で調整することとしておりますことから、乱発や常態化にはつながらないものと認識しております。

なお、ゼロ市債の対象は市単独事業でありますことから、事業規模は比較的小規模事業となりますし、債務負担行為の設定につきましては、補正予算として議会にお諮りして進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 財政需要と予算編成の課題についてのご質問の2点目、会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

まず、会計年度任用職員制度導入後の職員体制につきましては、これまでと同様に正職員の配置を基本としつつ、必要に応じ現在任用されている方を含めた申込者の中から試験あるいは選考により選抜された方を配置してまいります。

次に、歳出科目の賃金が廃止されることにつ

きましては、フルタイム、企業職員及び単純労務職員の会計年度任用職員に対しては給料及び職員手当等から支出し、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬及び職員手当等から支給することとなります。

次に、年度途中で正職員に欠員が生じた場合につきましては、会計年度任用職員の配置により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 自治体の社会資本整備についてのご質問の3点目、残りの川内・木団地の建設についてお答えいたします。

川内・木団地建替事業では、9棟40戸が整備済みで、今後2棟6戸の整備を予定しておりますが、国の交付金の配分状況、各地区の市営住宅長寿命化対策工事等の実施により、平成30年度に実施した防火水槽設置工事後、一時中断している状況であります。今後は、令和3年度から始まる社会資本整備計画期間内での完成を目標に進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 自治体の社会資本整備についてご質問の4点目、川内町商工会の指定管理についてお答えいたします。

川内地区のふれあい温泉川内、湯野川温泉濃々園、野平高原交流センター、まちの駅かわうちの4施設につきましては、来年度から市で運営することとなります。今後もこれまでと同様のサービスを提供できる体制で維持してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

市長から指摘されました65億円は明示したことはない。私の勘違いでありましたので、ご容赦

いただきたいと思います。

それでは、最初の財政需要と予算編成の課題について、1点目から私の考えを述べさせていただきます。

まず、私はこの予算編成があるたび、毎年2月、3月、この時期についてであります。今まで大変窮屈な予算になっているのではないかとこのことをずっと考えてまいりました。財政にゆとりがあれば、私は市長にもっと思い切った予算措置をさせたいとも思っていました。現状ではどうかこうにか切り盛りをしているというような感じを受けました。しかし、市長には限られた予算ではありますが、現在とむつ市の将来を十分見据えた思い切った財政措置を講じていただきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度についてありますが、これはお聞きしましたところ、なかなか理解が難しい問題だなというふうに感じました。要はこの制度は臨時職員について、今までよりもよくなるのか悪くなるのか、端的にそれだけをお聞きしたいのですが、どうでしょうか。理解がなかなか難しいので、お願ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 物事には多面性がある、よくなることもあれば、悪くなることもあるということだと思っております。会計年度任用職員制度というのは、そもそもこれまで臨時職員という形で、ある意味パート的に雇っていた職員を、これを正職員並みの処遇で雇うということで、例えばボーナス、賞与が出るとか、そういったことはありますので、そうした給料面、処遇面については会計年度任用職員についてはプラスになると。ただ一方で公務員扱いということになりますので、みなし公務員の適用があるのですよね。そういうこともありますので、罰則等については公務員並みに受けることになるということになってござい

ます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） ボーナスも出るし、待遇もよくなると私は受け止めました。私がこれを心配しているのは、川内地区から若者の雇用がなくなるということになれば、川内地区の衰退がどんどん進んでいく。そういうふうな意味で、なるだけだったら若者の定着も今の段階でもいいですので、若者を定着させていただきたいという考えの下でこの質問を取り上げたわけでございます。ボーナスも出る、それから待遇もよくなるという市長の答弁ですので、これ以上の待遇は望みません。これをどんどん、どんどん進めて若者の定着を、なるべく減らないような形で若者たちを守っていただければなと思います。

それから、次はコンパクトシティについてありますけれども、この制度の趣旨というのは市の財政出動を削減するというためのものであります。この計画に当たり、職員は相当何年もご苦労を重ねています。コンパクトシティは、本市にとって画期的な事業であります。計画が長引くと新鮮味が薄れてしまいます。今都市整備部長のほうから、年度ごとの段階的な完成をどういうふうにするかという答弁を頂きましたので、大体分かりました。とにかくそちらのほうの田名部まちなか団地も、市民に提示してから結構年数がたっていますので、なるだけ早めに完成させていただくよう要望しておきます。

それから、財政需要と資金調達の市長の認識については、厳しいという認識で、私もいつも厳しい、厳しい、市民の財政負担につながらないような方法を何とか考えられないものかなということをや々々今まで質問してまいりました。これからも綱渡りの財政状況が続くと思います。しかし、それを乗り越えるのが市長の役目であります。なるだけ負担のかからないような感じで進めていただ

きたいと思います。再質問はありません。

それから次に、ゼロ市債の導入と今後の大型事業への債務負担行為の導入についてであります。認識は同じということで私も分かりました。ですので、かじ取りというのは市長でございますので、よもや財政運営を違える、間違えることはないと思います。議会が納得するようなかじ取りを……

○議長（大瀧次男） ご静粛に願います。

○11番（東 健而） よろしくお願ひしておきたい  
と思います。これも再質問はございません。

ゼロ市債の導入ということについて、今質問はないと言いましたけれども、ついでは、3点だけ質問を考えてまいりましたので、その3点についてお尋ねしたいと思ひます。

このゼロ市債についてですが、道路問題を早く処理するための対策ということですが、私も画期的な運用であり、すばらしい発想だと考えています。また、ゼロ市債は他市でも運用しているようですが、今まで利用していなかったことを利用することで、これから前倒して予算化する努力等に対して、他の予算に影響がないかどうか。

それから2点目、道路に充てる債務負担行為の予算が1,700万円でしたでしょうか。これは、1か所か、数か所にわたるのか、分散されているのか、どこの道路に使用されるのか、名前は答えにくいと思ひますので、路線名だけでもお知らせいただきたいと思ひますけれども。

3点目です。債務負担行為についてお尋ねいたします。市長は前段で取り上げましたとおり、むつ総合病院、田名部まちなか団地、ゼロ市債のほかむつ地区水産物供給基盤機能保全事業に債務負担行為を追加することを明らかにいたしました。当市の債務負担行為の現在高が大変気になります。どれくらいか、差し障りがなければお知らせいただきたいと思ひます。

取りあえず3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、ゼロ市債の設定が他の事業に影響がないかという1点目については、我々公共事業費については、特に普通建設事業については年間の総額をおおむね定めておりまして、それにのっとしてコントロールしています。ですから、今回例えば2020年の分をゼロ市債設定して2019年にやる場合には、2020年の分から少し引越しているというように形になっています。これは、議会に毎回額も提案させていただきますので、そのときにご審議いただきたいというふうを考えてございます。

それから、今回の債務負担行為を設定した事業の場所については、これ担当部長から答弁をさせます。

3点目ですが、現在の債務負担行為の設定額というのは、これむつ総合病院分だけで24億9,000万円となっております。総額は36億8,383万8,000円となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

2点目の債務負担行為を設定した事業の内訳についてということですが、市道維持事業の内訳ということで、仲町地区の舗装工事、山田町地区の舗装工事及び田名部町地区の側溝工事ということで3路線ということになります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） ありがとうございます。なかなか答えにくい質問も入っているのかなと思ひましたけれども、全部答えていただきました。市長、ありがとうございます。

今の答弁で、私も分からないところが大分理解

できまして、本当に財政の状態がこのような感じなのかなというのがだんだん分かってきましたけれども、とにかく私が一番心配しているのは、財政が硬直化していますので、財政運営が綱渡り状態だということを心配しているわけであります。市長もこの気持ちをお酌み取りいただいているような感じを受けましたので、とにかく財政運営が市の要でございます。できるだけいろんなものを取捨選択といいますか、要らないもの、不要不急、新型コロナウイルスではないのですけれども、要らないものには予算をつけないような感じで財政運営を心がけていただきたいと思います。

次に、自治体の社会資本整備について、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。むつ市公共施設等総合管理計画とむつ市消防ビジョン及びむつ市の過疎地域自立促進計画の関連については、これは私の質問の内容から見て、消防分署の建替えだということはみんなもお分かりいただけたと思いますけれども、これは下北地域広域行政事務組合の管轄でございますので、本当は質問は差し控えなければ駄目なのかなというような感じでしたが、今大湊消防署が建って立派な消防署になりました。ですので、できたら次は川内のほうにも、あんなによくならなくてもいいですので、できれば消防分署の中にいる方々の待遇改善、こういうふうなものを早くしていただくためにも、消防分署の建替えは早急にしていただくべきだなという感じで私はこの質問をしましたけれども、市長はもう分かっていると思います。この質問については、下北地域広域行政事務組合のほうに行って、もしかすればやるかもしれませんけれども、そのときによろしく願いしておきたいと思えます。

それから、公民館脇の駐車場の整備についてでございますけれども、この場所はふだん天候がいいときには何の変哲もない自然な場所であり

が、川内地区での行事があるたびに利用され、川内地区市民にとって利用価値のある場所となっているところであります。この近くには、文化財収蔵庫も建っています。何回もこれは取り上げましたので、分かっていると思いますけれども、この駐車場は水たまりが多く、雨が降れば市民は長靴履きで駐車し、体育館へ入りますが、これを何とかできないかと市民から苦情が出ていましたので、対処を伺いました。

この質問はささいなことで、川内地区市民は人口減少とお年寄りが増えてきて、最近煩わしさに関わりたくないと思うような人が多くなってまいりました。行政の役目として、数少ないイベントを成功させるためには、ただやればよいということではなく、行事を活性化させ、多くの参加者を集めるのが仕事ではないかと思えます。お年寄りたちは、水たまりがあることで面倒くさい、汚い、煩わしい、行きたくないと思うようになり、それが参加人数の縮小と出不精につながってしまいます。対策を講じていただくことですので、職員が少ない中で大変でしょうが、せめて私が議員でいる間にでも対応していただくことをお願いしておきたいと思えます。

次に、3点目、残りの川内・木団地の建設について、これも段階的に計画ができています。見通しはそのとおりになると思いますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

ところで、この団地の将来ビジョンですが、財政的な面と社会資本整備の中でいろいろ関連性がありますので、1点だけ質問させていただきます。この川内地区の団地はどんどん老朽化してきています。耐震不足や耐用年数が超えている団地もあると思えます。また、入居者も少なくなって、空いているところが目立っているようですが、限界が来ている団地の統廃合、集約化、移転の問題などについて、市はこの川内地区のいろんな団地の

ことをどのように考えているのかお伺いいたします。1点だけです。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 今後の川内地区の市営住宅の集約化についてお答えいたします。

川内・木団地の整備完了後に既存の市営住宅からの移転及び老朽化市営住宅の解体等を実施し、集約化を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） 分かりました。これは、入っている入居者の事情もあります。それから、市民の意向を尊重しなければならないという問題もございまして、できればその人たちの意向を無視することなく、穏便に進めていただきたいと思います。

それから、川内町商工会の指定管理についてでございますけれども、市で存続するというところでございましたので、川内町商工会で運営しているときと同じく、サービスの低下につながらないような運営をしていただきたいと思います。

質問はこれで終わりますが、最後です。今回私は財政問題と社会資本整備について質問させていただきました。中には、取るに足らないような質問もありましたが、皆市民と密着している問題であります。行政は市民のためにあるのだということをお忘れしないで、行政運営に当たっていただくことをお願いし、むつ市議会第243回定例会での一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後2時55分まで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

### ◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 今日の最後、日本共産党の工藤祥子です。早速質問に入ります。

第1の質問は、むつ市の学校や公共施設等で使用するグリホサート成分等についてです。昨年4月、輸入小麦でつくられたパンから発がん性の疑いのある除草剤グリホサートを検出という農民連食品分析センターの発表で、除草剤のグリホサート成分が問題となってきました。収穫前に農薬を散布するプレハーベスト処理によるものと考えられます。

かつて2015年、世界保健機関WHO内の国際がん研究機関がグリホサートの発がん性の疑いを発表しています。最近では、2019年7月、国際産婦人科連合が胎盤を通して胎児に蓄積し、長期的な後遺症を起こす可能性があるとして世界規模での使用禁止を勧告しました。世界でも、フランスでは2022年までに禁止の方針、ドイツは2023年末まで全面禁止、イタリアでは学校、公園、市街地、医療施設周辺での使用禁止、農業での収穫前の散布禁止、ベトナム、スリランカは輸入禁止、アメリカでは発がん性を問う裁判で企業に3億ドルの賠償命令などとグリホサート成分を含む除草剤の禁止が広がっています。しかし、日本政府は対策を取らないばかりか、残留基準値を緩和しています。市内のホームセンターを回ってみますと、この成分を多く含んだ除草剤が多数並んでいます。

そこでお聞きしますが、むつ市内の小学校、中学校でグリホサート成分を含む除草剤を使用しているかどうかお知らせください。また、市が管理

する公園での使用はどのようでしょうか。

第2の質問は、むつ市の農業についてです。今日第1次産業の衰退が著しく、農村、漁村、山村は歴史的とも言える危機に直面しています。日本の食料自給率は37%まで下がっています。昨年3月定例会においても農業について質問しましたが、引き続きお聞きします。

当時学校給食での地元食材の使用状況は、米の使用がゼロ、その他の地元産品が1%という答弁でした。この間、前進しているとの情報を耳にし、どのような取組をしたのかお聞きしたくなりました。

1点目として、その後1年の経過だけですが、学校給食における地元産の割合をお知らせください。どのような取組をしたのでしょうか。

2点目として、地産外商の取組をお聞きした中で、むつ市の米ほっかりんがベトナムに6トン輸出され、この事業を拡大できる可能性が広がっている、希望の光が見えてきたとの答弁を頂きました。むつ市でも水田の光景を見ることが少なくなっている今日、ほっかりんの輸出その後について経過をお知らせください。

3点目として、農業に取り組んでいる方と話をする機会もありますが、高齢化が進んでいる、後継者がいない、これからのむつ市の農業はどうなっていくのか、今後の先行きを考えさせられます。農業に取り組んでいる生産者の悩みや要望をどのように受け止め、どのような支援策を考えているのかお聞きします。

第3の質問は、むつ使用済核燃料中間貯蔵施設、RFSについてです。安全審査会合が終了し、RFS側の計画によると、2021年度操業となっています。今から16年余り前、二昔と言ってよいでしょう。2003年、むつ市の杉山元市長が6月定例会で施設誘致を表明、2005年10月、青森県知事、むつ市長、東京電力株式会社、日本原子力発電株式

会社の4者で使用済燃料の貯蔵期間は50年間、貯蔵期間終了までに施設から搬出するものとする等の協定を締結しました。

当時の新聞などに改めて目を通しますと、むつ市議会の特別委員会、市民懇話会などの設置、市民説明会、県議会での議論、県内5か所での県民説明会、むつ市民の賛成側、反対側からのそれぞれの申入れ、署名運動、まちおこしグループによるアンケート調査、また住民投票で決めようという条例制定運動などが連日新聞などで報じられていました。

2003年6月3日のむつ市議会特別委員会の様子を地元紙では次のように書いています。特別委員会の委員の質問は、「使用済み核燃料は、貯蔵終了後、本当に再処理工場に運び出されるのか」、それに対して、その場に参加していた資源エネルギー庁の方は、「第2再処理工場は2010年ごろから検討されることになるので、建設されるものと理解している」と発言したと紹介されていました。また、地元紙では、2003年6月には社説で2回取り上げています。タイトルは、「中間貯蔵施設、結論を急ぐな」、もう一つの社説は、「将来が見えぬ中間貯蔵計画」です。

後者6月28日の社説では、「六ヶ所村の再処理工場が予定通り稼働しても、操業期間は三十年程度とされている。第二再処理工場の計画は、検討すら始まっていない」、続けて「むつ市での中間貯蔵が終わるころに、再処理工場は動いているかどうか。その見通しもない中、永久貯蔵にはならないと言っても説得力はない」と書いてありました。

国の原子力大綱の中で、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えて発生するものは中間貯蔵するとあります。つまり六ヶ所工場で処理し切れない分をむつ市の中間貯蔵施設に運ぶということです。本当に安全なのか、永久に置かれるのではないかと

の不安は、当時の多くの市民の思いだったと思います。

1万4,614世帯から回答を得たというむつ市や下北郡内の会社役員、まちおこしグループ代表ら16人でつくる団体が実施したアンケート結果は、誘致反対57%でした。

そして、その後2011年に起きた福島第一原子力発電所の重大事故で原発の安全神話は崩れました。夢の原子炉と言われた高速増殖炉「もんじゅ」の事故、2016年の廃炉で全量再処理という国策のサイクル路線は行き詰まりが明らかになりました。最終処分地はいまだに決まっていません。トイレなきマンションと言われた原発は、今も解決していません。当時の市民の不安は消えていません。ますます深くなっているのではないのでしょうか。

そこで、次の5点について伺います。

1、2月22日の「希望のまちづくり市民のつどい」で、安全性向上でどのような意見があったのか。

2、貯蔵施設の操業に向けて安全協定を結ぶことになっていますが、その時期と内容についてお聞きします。

3、新しい「むつ市地域防災計画（原子力編）」はいつできるのか。

4、オフサイトセンターの整備計画はどのようなになっているのか。

5、「貯蔵50年後」の搬出先を具体的に確認すべきではないか。

以上、壇上からの質問を終わります。簡潔で分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設等に関わるグリホサート成分等についてのご質問並びにむつ市の農業についての

ご質問の1点目及び2点目につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

むつ市の農業についてのご質問の3点目、農業について、生産者の要望はどのようなものか、どのような支援策を考えているのかについてお答えいたします。農業者との懇談会等、様々な機会に生産者のご要望を伺っておりますが、中でも高齢化に伴う担い手不足が大きい課題であると捉えております。市といたしましては、担い手となり得る生産者を支援する事業といたしまして、夏秋イチゴの生産拡大に伴うビニールハウスや自動かん水機等の設備投資に対して補助をするむつ市産地パワーアップ事業や収入の不安定な就農初期の期間、新規就農者を金銭面で支援する農業次世代人材投資事業などを活用し、次世代の担い手を確保し、持続可能な農業の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設等に関わるグリホサート成分等についてのご質問、グリホサート成分を含む除草剤の学校での使用についてお答えいたします。

令和元年度において、学校敷地内でグリホサートを含む除草剤を使用した小・中学校は、22校のうち12校となっております。グリホサートは、国の食品安全委員会において、農薬としての使用方法を遵守する限り、人に対する健康へのリスクはないと評価されております。各学校におきましては、適切に使用されており、問題はないものと認識しておりますが、今後につきましても、より安

全安心な施設の管理に努めてまいります。

次に、むつ市の農業についてのご質問の1点目、学校給食における地元産の割合についてお答えいたします。青森県が実施した平成30年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、市内の給食食材の使用割合は、むつ市産が0.9%、約4.7トン、県内産が56.3%、約303.6トン、国内産が23.7%、約127.9トン、輸入品等が19.1%、約103.5トンとなっております。

また、このうち米の使用量は約45.5トン、うちむつ市産が0.09%、43キログラムとなっております。

なお、令和2年度からのむつ市産の食材の使用量について、青森県学校給食会と協議を進めてまいりましたところ、令和2年度の米穀については、4月から11月に納入される米穀について、むつ市産を提供していただくことになりました。12月以降につきましても、令和2年度の出荷量等により変動はいたしますが、可能な限り対応していただくというふうなお話も頂いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 公共施設に関わるグリホサート成分等についてのご質問についてであります。当市の20か所の都市公園の一部では、グリホサート成分も含まれる市販の除草剤を適切に使用し、公園管理を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） むつ市の農業についてのご質問の2点目、地元産ほっかりんの輸出について、その後の経過はどうかについてお答えいたします。

地元産ほっかりんの輸出につきましては、昨年度からむつ市の生産者と海外でレストラン等を営む会社との間で出荷契約を結び、輸出を行っ

ているものでございます。昨年度は、ベトナムへ精米6トンを輸出しており、今年度は昨年11月にシンガポールに向けて玄米6トンを出荷したと伺っております。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 使用済核燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、「希望のまちづくり市民のつどい」で、安全性向上でどのような意見があったのかについてお答えいたします。

希望のまちづくり市民のつどいでは、20年後のむつ市の未来について活発な議論が交わされましたが、ご参加いただきました市民の皆様からは、中間貯蔵施設の安全性向上に係るご意見はございませんでしたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、「貯蔵50年後」の搬出先を具体的に確認すべきではないかについてお答えいたします。使用済燃料中間貯蔵施設に貯蔵された使用済燃料は、全量再処理という国の方針の下、今後搬出先が決められるものと考えております。

なお、国で閣議決定されておりますエネルギー基本計画に使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としていると示されていることに加え、全量再処理という国の基本方針に変わりが無いということを経済産業大臣をはじめ国に確認しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

まず、使用済核燃料中間貯蔵施設についてのご質問の2点目、安全協定の締結時期と、その記載内容についてお答えいたします。安全対策に万全を期する意味においても、原子力規制委員会で策定された安全基準を満たしていることが確認された上で、安全協定を締結すべきものと考えており

ますことから、安全協定の締結時期につきましては、国の使用前検査完了後、キャスクの搬入が行われるまでの間に県や原子力事業者との協議をしながら締結することとなります。

また、安全協定の内容につきましては、地域住民の安全確保や環境の保全を図るなどと考えておりまして、詳細につきましては、今後県と協議しながら検討してまいります。

次に、ご質問の3点目、むつ市地域防災計画（原子力編）の修正についてであります。現在作業を進めているところでありまして、むつ市防災会議に諮り、来年度中には決定したいと考えております。

次に、ご質問の4点目、オフサイトセンターの整備に係る進捗状況についてであります。オフサイトセンターの整備の事業主体は青森県となりますが、令和元年8月の原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令及びそれに基づくオフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインの改定により、国から指針が示されたことを受け、県において指定場所や時期について現在検討を進めているところであると伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、順番に再質問させていただきます。

学校では、小・中学校22校のうち12校で使用しているという答弁でした。リスクはないという下での使用ということで問題がないという、そのような答弁を頂きましたけれども、日本は規制が緩和されて、国際的な流れと逆行しているということが報道されています。このような使用禁止が世界中に広がっている中で、日本政府が緩和をして、こうして使用しているということは、本当に親として、そのまま安心できないような状況があるの

ではないかと思えます。

例えば青森県の教育委員会のほうに新日本婦人の会県本部の人たちが申し入れて、今県内学校を調査するということでの動きがあります。実態がだんだん明らかになってくると思えます。

それから、北海道の小樽市では、小樽・子どもの環境を考える親の会で、このグリホサートを含む製品などの販売中止を進める署名運動に取り組んで、これを受けて100円ショップを展開する企業は販売する除草剤をグリホサートを含まない製品に変更するとか、このような動きが出てきています。世界でこのように因果関係がだんだん明らかになっているこのグリホサートを含む除草剤というのは、本当に使用をやめていただきたい、そのような思いでありますが、まず本当に除草剤というのは、今の生活には切れないものになっていると思えますが……

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員にお伺いしますが、要望ですか。

○2番（工藤祥子） いえ、もう一つ言うてからです。

子供が特に健やかな成長期にある学校での散布についてはやめていただきたいという、このような考えを持っていますが、世界の状況から見て逆行している日本ということで、使用禁止の方向に考えていただきたいと思っておりますが、答弁をお願いいたします。

国では、リスクがないということで使っているということでしたけれども、この使用の基準は誰が決めるのか。そして、育ち盛りの子供たちがそのようなリスクに遭う、このようなことは避けたいと思うのが親心だと思っておりますが、この2つのことでお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

物事にはいろいろな考え方があってよろしいか

と思います。ただ、このグリホサートに関連することにつきましては、あくまでも現段階では国において農薬としての使用方法を遵守する限り、人に対する健康へのリスクはないというふうに評価されているというふうなことに変わりはないわけですので、そこについては現段階におきましては、特段変更するというふうな考えはございません。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 除草剤については、この除草剤を使うという判断は各学校に任せられているのでしょうか。校長の判断なのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

基準等がございますので、学校の判断で購入しておりますけれども、先ほどから答弁させていただいておりますけれども、その使用方法につきましては、適切に遵守して使用しているということを確認しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 2017年、アメリカ政府の研究でも、急性骨髄性白血病との関連性があるという発表がありますし、2019年、ワシントン大学の研究チームでも、発がん性リスクが41%増えるという研究があります。やはりこのようなことをきちんと受け入れて、地域からの声ということでもう少し国のほうに要望していただきたい、このような声を無視しないでいただきたいということをもう一度簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

工藤議員のご希望はわかりますけれども、あくまでも地方自治体は、国の基準あるいは法令、そういうものにとって行政というものを運営していくというふうなことになります。したがいま

して、その大本に変更がない限りは、やはりこれを継続していくというふうなことになろうかと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 様々な研究がなされている中でこのような答弁は、ちょっと残念ですけども、もっともっと皆さんから様々な声を聞いて、そして様々な研究成果を学びながら、声を上げていきたいと思います。

次に、2番目、農業についてですが、昨年度の私への答弁では、米についてはほとんど0.09%ということで、本当に微々たるものでしたけれども、先ほどきちんと私理解できなかったのですが、来年度からは100%に近いものが使用されるということなのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

今県の学校給食会と確認が取れていますのが、4月から11月の8か月分ということでございますけれども、年間を通して提供していただければ、ほぼ100%ということになります。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） すごい前進だと思って受け止めましたけれども、どのような取組、どのようなことでこのような変化が生まれたのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

むつ市産の食材全般の使用量につきまして、これまで県の学校給食会と協議してまいりました。その中で、むつ市産の米につきましては、来年度4月からむつ市の米を使用できるということが確認取れましたので、まずは米からの使用ということになります。

これからの食材につきましては、むつ市産のものが1年間を通して確保できるかということに

問題があるかと思うのですが、そういうのを考慮していけば、また新たな食材についてもむつ市産のものを提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 本当によかったですと思います。米をつくっている生産者の方も、本当につくりがいがあると思います。

平成30年度の文部科学省からの告示で、学校給食実施基準の一部改正ということで、健康増進、食育の推進を図るためということのほか、地場産業や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童・生徒が郷土に関心を寄せるとともに、地域の食文化の継承につながるよという告示が出されていましたが、まず米ということで前進あったということは、本当にうれしいと思いますが、そのほかのものについては、やはり供給体制が少ないということなのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） まず、学校の給食につきましても、食材を安定供給できるということが前提となりますので、まずは米につきましても、ある程度の時期安定供給ができるということで確認が取れましたけれども、ほかの食材につきましても、ほぼ一部食材はあるということは何っておりますけれども、全体を通して安定に供給できるという食材はなかなかないということは何っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 給食に外国産のものは本当にいろいろ今問題があって、輸入品のものは先ほど質問しましたグリホサートを含む、そういう小麦粉、パンとか麺なんかにもその成分が出てきているというふうな報道もありますので、本当に国産

食材を使っていたきたいなという、そういう思いで質問しましたが、なかなかむつ市は安定した供給体制ができていないということで、これはまた学校だけの問題ではありませんので、別な機会でも質問していきたいと思っております。

それから、ほっかりんの輸出についてなのですが、米づくりの農家が減少する中で、本当に明るいニュースですが、昨年輸出したベトナムの2回目はないのでしょうか。シンガポールに玄米を6トン輸出したということですが、その後ベトナムのほうはないのでしょうか。

そして、ほっかりんの作付面積は増えているのでしょうか。併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 昨年のほっかりんにつきましては、ベトナムに精米で6トン輸出していると。それで、今年度につきましては、昨年の11月にシンガポールのほうに玄米で輸出をしているということでございます。

（「それから、作付面積と次はど  
うするかという話」の声あり）

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） 同じ農家が出荷しておりますので、そちらさんのこれからの考え方といたしますか、生産によって決まってくるものというふうに考えております。

それから、ほっかりんの生産量なのですが、34トンが市内で消費されております。ほとんど市外には出ておりません。

作付面積につきましては、ほぼ同じ面積、同程度となっております。平成30年度で12万7,089平米です。また、令和元年で12万6,168平米というふうになってございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 外国にほっかりんが輸出できたというこの明るいニュースで、生産者を励まし

て、そして作付面積を広げるというふうなことは難しいと思うのですが、どのような支援をすれば、そういう方向に行くのでしょうか。難しいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、やはり販路の開拓というのが非常に重要だと思しますので、これはベトナムでチャレンジをし、あるいはシンガポールでチャレンジをして、その結果米が輸出できるようになったということでもあります。

今後は、こうしたほっかりんの輸出を通じて、ほっかりんが現地の市場でどう評価されるかということが肝腎で、これが評価を受ければ、さらに輸出が拡大すると。そして、輸出が拡大すれば作付面積が伸びて、生産者の数も増えていくという好循環につながるということで、もともと考えている事業でございますので、販路の開拓にも努めながら、今後も農業生産者、農業従事者に希望を与えるような政策を実現していきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 確かに様々難しい問題はあると思いますけれども、せっかく窓口を開けたというこの事業、何とか支援をしていただきたいと思えます。

ベトナムでどういう評価されるのかということで、ますますこれからのことに関わって来てと思えますけれども、何とか頑張って広げていただきたいということを今の時点では訴えたいと思えます。

それから、先ほど農業次世代人材投資事業ということで、夏秋イチゴが大きく報道されましたけれども、先ほども質問しました、ダブると思いますが、もう一度お願いいたします。どのような事業でしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業は、平成24年度から実施されている事業で、就農時の年齢が50歳未満であり、5年以内に農業で生活が成り立つ計画を作成し、市から認定を受けた者に対して、1年につき150万円、夫婦であれば1.5倍の225万円を交付し、就農間もない農業者を支援するものです。

なお、離農や廃業した場合は、受給年数により償還義務が生じますが、当市においては今年度までの事業実施者全員が農業経営を継続している状況となっております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 若い人たちがこのような形で農業に参加してきているということは、本当にうれしいことだと思います。ただ、私ホームページをいろいろ見ていますと、国の補助が減らされているというニュース等もあって、岡山県とか岐阜県とか佐賀県、国の予算が減額されている、それで本当に困っているというニュースを見ましたけれども、むつ市のほうはそういうことがないということを知ってちょっと安心していましたが、本当に国のほうでもこういう若い農業者、励ますようなこのような補助金は減らさないで、むしろ増やしていただきたい、そのように思います。

最後に、農業に取り組んでいる方からの要望だとか悩みだとか、そのようなことはどのような相談が寄せられているのか、そしてどのような支援をしているのかということもお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） お答えいたします。

農業委員会と農林、青森県農業会議等で懇談会を開催しております。その中で例えば農地、道路の整備の補助金がないとか、あとは先ほど申しましたように、次代を担う農業者の方たちがなか

なかないのだということが一番の課題となつて  
ございます。それで、先ほど説明いたしましたと  
おり、次世代を担うような事業を導入している  
ということでございますので、ご理解を賜りたい  
と存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私も時々農業をやっている方  
と話をするのですけれども、農協が縮小して生産  
物を取りに来る体制がなくなったので、わざわざ  
農協に届けなければいけないとか、重い一球入魂  
かぼちゃんかは、なかなかお年寄りは大変だ  
という話だとか、それからいろんなことを相談した  
いのだけれども、相談できる体制がない、現場に  
来て相談に応じてくれるような体制がないとい  
うことをお聞きしています。確かにもし川内だつ  
たら川内の庁舎の中にそういう相談に応じる体制  
がなかなかないし、下北地域県民局等でも相談  
体制はあるというのだけれども、なかなか3年  
ごとに職員の方が替わっていくし、もっとも  
現場に来て相談に乗ってくれる、そういう人が  
いればいいのか、そういう声を聞きますので、  
どうかその辺のことをこれからの農業支援の  
ために考えていただきたいと思ひます。

それでは、第3の使用済核燃料中間貯蔵につ  
いてお聞きします。一番最初に希望のまちづくり  
市民のつどいの中で、安全性についてあまり意見  
が出なかったというふうな声を聞いて、ちょっ  
とがっかりしています。このパンフレットは、も  
うどこにも今はないですね。むつ市の企画部  
中間貯蔵施設対策課でつくった……

（議長、持込み許可していない。

これって言えば、ラジオの人  
分からない」の声あり）

○2番（工藤祥子） はい。「知っていますか？  
中間貯蔵施設のこと」ということで、この中  
で「中間貯蔵施設は、使用済燃料を将来に備  
えて蓄えて

おく倉庫のような施設です」、このことが書  
いてあるのです。杉山元市長もよく倉庫のよ  
うなものだということを書いていたのを思い  
出します。

それから、むつグリーンホテルで開かれました  
県民説明会、2005年5月26日に開かれて  
いるのですけれども、その中でも「再処理す  
るまでの間、貯蔵保管する静的な」、静かな  
です、「静的な施設、言わば大きな倉庫のよ  
うなものでございませう」、このような表現  
は、私は本当に正確ではないと思ひます。N  
P Oの原子力資料情報の澤井正子さんが、  
使用済み核燃料は核分裂の連鎖反応を維持  
する能力が低下したために取り出しだけで  
、核分裂が再度起こる、そういう可能性が  
ある、このようなことを言っている。プルト  
ニウムを含む本当に危険なもので、そのこ  
とがよく伝わっていないのかなという気も  
いたします。

そして、このつどいの中で住民を区別する  
ようなことがありまして、申入れをして、  
そして参加したという、そういうふうなこ  
とは、やはり一つの汚点として指摘させ  
ていただきたいと思ひます。

では、2番目に安全協定の時期と、その  
内容についてということで、協定は先ほど  
説明ありましたが、どこと結ぶのでしょ  
うか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

安全協定の締結相手といひましょ  
うか、それは3者でございまして、むつ  
市、青森県、それから事業者であります  
R F Sというふうになってお  
ります。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 原子力規制委員  
会で基準を満たした上で3者で結ぶとい  
うことだったと思ひます。これまでの安  
全協定というのは紳士協定で、あまり  
法的に拘束力がないというようなことを  
よく言われますので、きちんと事業者  
に対しても物

を言うことができる、そういうふうな協定を結んでいただきたいなということをまず注文して、次に移っていきたいと思います。

3番目、新しい「むつ市地域防災計画（原子力編）」はいつできるのかということで、むつ市防災会議にかけて、来年度中という答弁を頂きました。これは、原子力規制委員会で新しい指針をつくって、そしてその上で新しいむつ市の地域防災計画をつくるということだと思のですが、古いものは何回もあります、新しい防災計画ということで、前回とどのような変更を求められたのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

市の地域防災計画の原子力編の変更点ということでございますけれども、まず1つ目としましては、複合災害発生時の避難、それから屋内退避等の防護措置の考え方という点につきましては、人命の安全を第一とした防護措置の実施ということになります。

2点目といたしましては、原子力災害対策の目標に関する記述について、国際的な考え方との整合ということにつきましては、PAZ、UPZ等の定義について変更を行うということになります。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令及びそれに基づきますオフサイトセンターに係る安全設備等の要件に関するガイドラインの改定に伴いまして、中間貯蔵に関する記述も追加されて修正されるというような予定となっております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 今いろいろおっしゃいましたが、オフサイトセンター整備についても、今まではほかの原子力施設と一緒によかったのが、中間貯蔵施設でもそのものだけのオフサイト

センターをつくらなければいけないというふうに変った、このような理解でよろしいのですね。

オフサイトセンター、今まではほかの原子力施設の中に中間貯蔵施設の自治体に参加するという形が、中間貯蔵施設の自治体が独自につくらなければいけないという、こういう変更も含んでいたという理解でよろしいのですね。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

オフサイトセンターの指定につきましては、原子力災害対策特別措置法の中に原子力事業所ごとに指定をするというふうな記述がございますので、議員おっしゃるとおり、RFSにつきましては基本的にはそういう方向で今検討されているものと認識しております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、むつ市のオフサイトセンター整備について、前の議員の横垣さんが平成30年3月定例会で聞いていましたけれども、今まではむつ警察署の横にオフサイトセンターを造るということで、土地造成をした、そのことについて質問して、1億9,740万円かかったというような答弁でありましたけれども、むつ警察署の横ではなく、場所も改めてまた県と相談して決めるということなのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

当初中間貯蔵施設の操業開始は平成24年度というようなことでございまして、それを目指してオフサイトセンターの整備も進めていたところでございますが、その間に3.11というようなこともございまして、オフサイトセンターに関する基準も国のほうではまだ策定されていなかったというような現状がございます。

先ほど申し上げましたように、現在ガイドラインが示されましたので、県においてはそれを踏ま

えまして、現在検討しているというような状況でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうしますと、むつ警察署の隣の造成したところは、その造成に対してお金が動いているわけですね。それは、後で精算するということなののでしょうか。県のほうからもお金が入っているし、むつ市としても地方債なんかを利用しているというふうな答弁でしたけれども、これから精算するということになるのでしょうか。その造成地は、どのような計画になっているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） オフサイトセンターにつきましては、これはあくまで県の事業ということで、当然我々もこれから要望していかなければいけないと思いますが、そうした中でどのような形で整備されるかということで事業の開始も迫っておりますので、今後県としっかり協議をしてみたいと思います。

造成した土地ということにつきましても、その検討の過程の中で整理をしていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 分かりました。それでは、5番目の「貯蔵50年後」の搬出先を具体的に確認すべきということで質問したいと思います。

搬出先はどこかという私の質問に対しては、事業者が考えることとか、国策に協力するというところで、サイクル路線、その推進の方針で全量サイクルということで進めるというふうな答弁でしたけれども、先ほど紹介しました国の考え方というのも本当に曖昧で、むつ市の特別委員会の中でも、2003年むつ市議会特別委員会の中で、資源エネルギー庁の方が第2再処理工場は2010年ごろから検討で開始されるものと理解していると、これ

が国の考え方で、まだ進んでいないと思います。

それから、東京電力の考え方ですが、県民説明会のむつ会場、2005年5月26日、むつグリーンホテルで開かれている、その議事録が今でもホームページに載っています。それを私取ってみましたけれども、「国の政策に従って六ヶ所へ続く」と書いてあるのです。六ヶ所へ続く施設へ再処理されるということで、2010年からその施設が検討され、六ヶ所再処理工場が止まるまで、その施設を確保するという事になっています、このような議事録が書いてあるのです。ですから、むつ市の施設で50年間貯蔵されて、その出口、搬出先がどこにあるかということは、本当にはっきりしていない。

今六ヶ所再処理工場もまだ動いていませんが、動いても、先ほどの地元紙の社説では30年、私いろいろ調べましたら、動いたとしても再処理工場、原燃のほうでは40年ぐらいと言っています。むつ市の中間貯蔵施設が本当にその燃料を搬出できるのか、永久貯蔵になるのではないかというのが当時の市民の皆さんの不安でした。それに対して、やはりもう少し具体的に、どこに搬出するのだということをきちんと確認してからでなければ永久貯蔵になるのではないか、このような市民の不安はなくならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

先ほどの平成17年10月に青森県、むつ市、東京電力株式会社、現在の東京電力ホールディングス株式会社になります、日本原子力発電株式会社の4者で締結しました使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書におきまして、使用済燃料の貯蔵期間を建屋の供用開始の日から50年間としていることに加え、また使用済燃料は貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものというような協定をし

っかり結んでいるというところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それから、一番新しいところでは、昨年10月10日に県議会の決算特別委員会で共産党の吉俣県議が確認しています。「むつ市の中間貯蔵施設が動いても、その後50年後、今の六ヶ所再処理工場ではなく、別の再処理工場ができないと持っていく先は生まれませんね」、このような質問に対して県のエネルギー総合対策局長は、「現時点ではそのとおりでございます」、このようなやり取りをしたと私聞いています。

五所川原市での県民説明会でも、これは2005年5月27日、五所川原商工会議所で開かれています。「必ずしも六ヶ所再処理工場へ搬出するということでは、そのような認識ではございません」、このような答弁が返ってきて、それが議事録としてまだホームページに載っているということは、本当にむつ市民の皆さんの不安は消えないと思うのです。

そして、2003年5月27日の古い記事ですけども、杉山元市長は国に要望するというので、このようなことを言っていました。杉山元市長は、事業者と結ぶ安全協定に国も加え、貯蔵期間を担保する、の従来の方針を修正した格好だということ言っています。今まで議会の中でも国の責任、国がもっと担保を示すべきだという、そういう議員の質問に対して杉山元市長は、事業者と結ぶ安全協定に国も加えてきちんと搬出先を国にも責任を持ってもらう、このような答弁をしていました。

私は12月定例会のときにも質問して、国がしっかりと搬出先を検討する必要がある、これはむつ市長が答弁しています。このことも踏まえて、やはり搬出先をもっと国に確認する、このようなことをすることなく前に進めることはできないのではないか、このように思いますが、どうでしょう

か、答弁をお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、搬出されるかどうかという問題と、搬出先がどこかという問題については、少し議論の方向性が違うというか、少し精度が違って、まず搬出されるかどうかということについては、先ほど部長から答弁があったとおり、立地協定書の中で搬出は確定していると。永久貯蔵になるのではないかという懸念についても、これは青森県は最終処分地にしないということを青森県知事と、それから経済産業大臣の中で毎回やり取りをされていると、こういうことでありますので、搬出をされるということ、それから最終処分地にはならないということまではまず決まっているというふうに私自身認識しています。

そうした中で、搬出先がどこかということの問題については、これは常に私としても国には確認をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員に申し上げます。

間もなく申合せの1時間となりますので、ご協力をお願いいたします。2番。

○2番（工藤祥子） むつ市は、搬出先がどこになるろうとも搬出するということと、最終処分場にならないということの確認を進めるというお話でした。

（「違う」の声あり）

○2番（工藤祥子） 最終処分地にならない、50年後に搬出される、このことだけは確認しているということでしたけれども、むつ市はそれでは搬出先がどこになるろうと、決まらなくても受け入れるということなのではないでしょうか。それでは、発生元にも戻すということもあり得るということだと私は思うのですが、なぜわざわざむつ市に運び込む必要があるのかというようなことに疑問を持ちま

す。

私は、やはりきちんと搬出先を確認できないうちでは進めるべきでないということをもって終わります。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月3日は佐々木隆徳議員、住吉年広議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時56分 散会